

第2版

東北地方整備局
工事の総合評価落札方式における
運用ガイドライン（案）

平成22年度版

平成22年6月

国 土 交 通 省
東 北 地 方 整 備 局

○本運用ガイドラインは、東北地方整備局のホームページに掲載しています。
ホームページアドレスと掲載先は下記のとおりです。

東北地方整備局ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp>

【HPトップ画面】→【建設技術関連】→【マニュアル・図集関係】→
【工事の総合評価落札方式における運用ガイドライン】

○本運用ガイドラインの追加、修正等の変更があった場合は、適宜更新していく予定でいます。活用の際は、その都度、本ホームページをチェックし最新情報入手されますようお願いいたします。更新履歴を以下のとおり表示していきますので参考にしてください。

○平成22年5月19日 第1版

○平成22年6月24日 第2版

～ 目 次 ～

1. 東北地方整備局の総合評価落札方式	
1.1 総合評価落札方式の変遷	・ ・ ・ ・ 1
1.2 平成22年度の実施方針	・ ・ ・ ・ 1
1.3 用語の定義	・ ・ ・ ・ 3
2. 総合評価実施手順	
2.1 総合評価落札方式の全体フロー	・ ・ ・ ・ 4
2.2 総合評価タイプと加算点の設定	・ ・ ・ ・ 7
2.2.1 総合評価タイプ	・ ・ ・ ・ 7
2.2.2 総合評価の適用	・ ・ ・ ・ 7
2.2.3 施工体制確認型の適用	・ ・ ・ ・ 14
2.2.4 タイプ毎の最大加算点	・ ・ ・ ・ 14
2.3 施工計画に関する事項	・ ・ ・ ・ 14
2.3.1 施工計画	・ ・ ・ ・ 14
2.3.2 施工計画の適否	・ ・ ・ ・ 15
2.4 技術提案に関する事項	・ ・ ・ ・ 16
2.4.1 工事技術的難易度評価表に基づくテーマ設定	・ ・ ・ ・ 16
2.4.2 各テーマ毎の提案数の設定	・ ・ ・ ・ 16
2.4.3 技術提案の評価方法	・ ・ ・ ・ 16
2.4.4 技術提案に関する留意事項	・ ・ ・ ・ 17
2.5 評価項目、素点及び評価基準の設定	・ ・ ・ ・ 18
2.5.1 評価項目・素点の設定	・ ・ ・ ・ 18
2.5.2 評価項目・配点及び評価基準のポイント	・ ・ ・ ・ 24
3. 落札者の決定	
3.1 施工体制確認型を適用した場合	・ ・ ・ ・ 39
3.1.1 落札者決定フロー	・ ・ ・ ・ 39
3.1.2 落札者の決定方法	・ ・ ・ ・ 39
3.1.3 施工体制評価点	・ ・ ・ ・ 40
3.1.4 施工体制を踏まえた加算点の補正	・ ・ ・ ・ 43
3.2 落札予定者が調査基準価格未満の場合における低価格落札の対応	・ ・ ・ ・ 45
3.2.1 低入札価格調査	・ ・ ・ ・ 45
3.2.2 重点又は特別重点調査資料の提出	・ ・ ・ ・ 45

3.2.3	ヒアリングの実施	・ ・ ・ ・ 45
3.2.4	無効等の適用	・ ・ ・ ・ 45
3.3	施工体制確認型を適用しない場合	・ ・ ・ ・ 46
3.3.1	落札者決定フロー	・ ・ ・ ・ 46
4.	競争参加資格確認通知	・ ・ ・ ・ 47
5.	総合評価落札方式の評価結果に係る公表	・ ・ ・ ・ 49
6.	技術提案の実施確認	・ ・ ・ ・ 50
7.	ペナルティの設定	
7.1	技術提案に関するペナルティ	・ ・ ・ ・ 50
7.2	現場施工条件が変更となった場合の技術提案の確認等について	・ ・ ・ ・ 50
7.3	新技術活用におけるペナルティ	・ ・ ・ ・ 50
7.4	地元企業活用型におけるペナルティ	・ ・ ・ ・ 50
【参考資料】		
1.	申請書等の様式と記載例	・ ・ ・ ・ 52
2.	「競争参加資格が無い」及び「入札を無効」とした事例	・ ・ ・ ・ 61
3.	発注の見通しの公表について	・ ・ ・ ・ 63

1. 東北地方整備局の総合評価落札方式

1.1 総合評価落札方式の変遷

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）が平成17年4月1日より施行され、平成17年9月30日に「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が示されたところである。ガイドラインでは、価格と品質が総合的に優れた調達を行う総合評価落札方式を原則すべての工事において適用することになっていることから、東北地方整備局では、平成18年度より災害時の緊急工事を除き原則すべての工事において一般競争総合評価落札方式を導入したところである。

しかしながら、一般競争の本格導入により低入札受注の多発や不良・不適格業者の参入等の問題が顕在化し、平成18年12月には「緊急公共工事品質確保対策」が発表され、低入札工事に対して、評価項目に施工体制の確認を加えた施工体制確認型総合評価落札方式や低入札調査を重点的に実施する特別重点調査が導入されている。

また、一方で受発注者双方の手続に関わる負担増加など入札契約実務に関わる様々な問題も認識されてきたことから、平成19年度に本省において「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」が設置され、その中で総合評価のより適切な運用に向けた検討が行われ、様々な改善策を実施してきている。

さらに、総合評価落札方式の実施にあたっては、より良い業者をいかに選定するかが、重要なポイントとなり、平成20年度からは、技術提案による更なる品質向上を図るため、工事の特性を構造物条件、技術特性、自然条件、社会条件、マネジメント特性等の観点から評価する「工事技術的難易度評価表」を用いて、工事特性にあわせた総合評価タイプの設定や求めるテーマの課題の設定を行っている。

1.2 平成22年度の実施方針

本運用ガイドラインは、平成17年度の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき品質確保を図っていく上でのガイドラインを示したものであり、総合評価落札方式の適用工事を対象として、その実施手順や評価項目等についての基本事項を定め、総合評価落札方式の適切な運用を図るためとりまとめたものである。

平成22年度も、平成21年度に引き続き、原則すべての工事に総合評価落札方式を適用することとしている。

また、平成22年度は、評価項目の見直しや追加、技術提案の評価結果の通知や問い合わせ窓口の開設、競争参加資格の工事实績の一部緩和等を行い、更なる改善を図っていくこととしている。

なお、本運用ガイドラインでは、東北地方整備局における総合評価落札方式の対象工事への適用を前提にとりまとめており、あくまでも一般的な例として記載して

いるものであり、個々の工事における評価項目の設定等については、技術特性や地域特性に応じて適正に設定するものである。

<参考>

- ◇「公共工事における総合評価落札方式活用ガイドライン」（平成17年9月）
- ◇「高度技術提案型総合評価方式の手続きについて」（平成18年4月）
- ◇「公共工事における総合評価落札方式活用検討委員会報告 ～総合評価方式の適用の考え方～」（平成19年3月）
- ◇「総合評価方式の改善に向けて ～より適切な運用に向けた課題設定・評価の考え方～」（平成20年3月）
- ◇「公共工事における総合評価落札方式活用検討委員会 平成20年度とりまとめ」（平成21年3月）

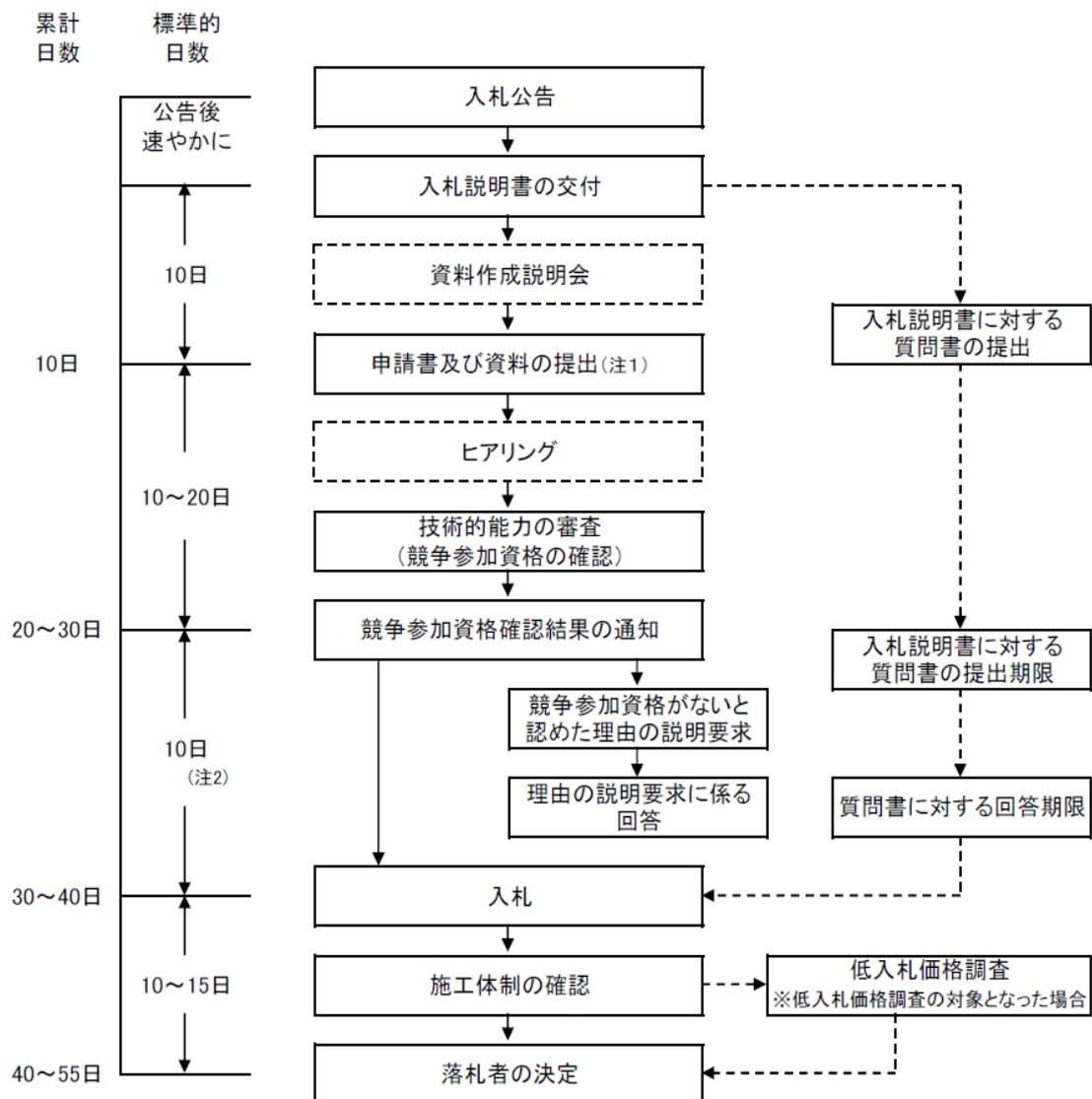
1.3 用語の定義

- (1) 総合評価落札方式
価格と品質（企業の技術力、信頼性・社会性）を総合的に評価する入札方式。
- (2) 総合評価タイプ
総合評価落札方式のタイプには、「簡易型」、「標準Ⅱ型」、「標準Ⅰ型」、「高度技術提案型」がある。
- (3) 技術評価点
標準点、加算点、施工体制評価点（施工体制確認型の場合のみ）の合計点数。
- (4) 標準点
標準点は100点であり、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に付与する。
- (5) 加算点
素点の合計を換算した得点を加算点という。
- (6) 施工体制評価点
総合評価落札方式に施工体制確認型を付して行う場合に技術評価点の一部に施工体制の評価点として加える点数。
- (7) 素点
①技術提案（簡易型においては簡易な施工計画）、②施工能力等、③地域精通度・貢献度等の点数。
- (8) 技術提案
技術提案には、標準案とVE提案がある。標準案とは、図面及び仕様書等の設計図書に示された施工方法等であり、これと異なる施工方法等に関する提案をVE提案という。
- (9) 施工体制確認型
調査基準価格を下回った者に対して、施工体制が確実に確保できるかを審査するもの。
- (10) 社会性重視型
企業の災害活動等を重視し、現場条件や地域的特性に精通した企業を高く評価できるよう社会性・信頼性を重視したもの。
- (11) 評価値
総合評価落札方式の場合の落札者を決定するための数値であり、技術評価点を入札価格で除した数値。
- (12) 基準評価値
標準点100点を予定価格で除した数値。

2. 総合評価実施手順

2.1 総合評価落札方式の全体フロー

以下に、簡易型及び標準型の一般的な手続きのフローを図2-1～図2-3に示す。

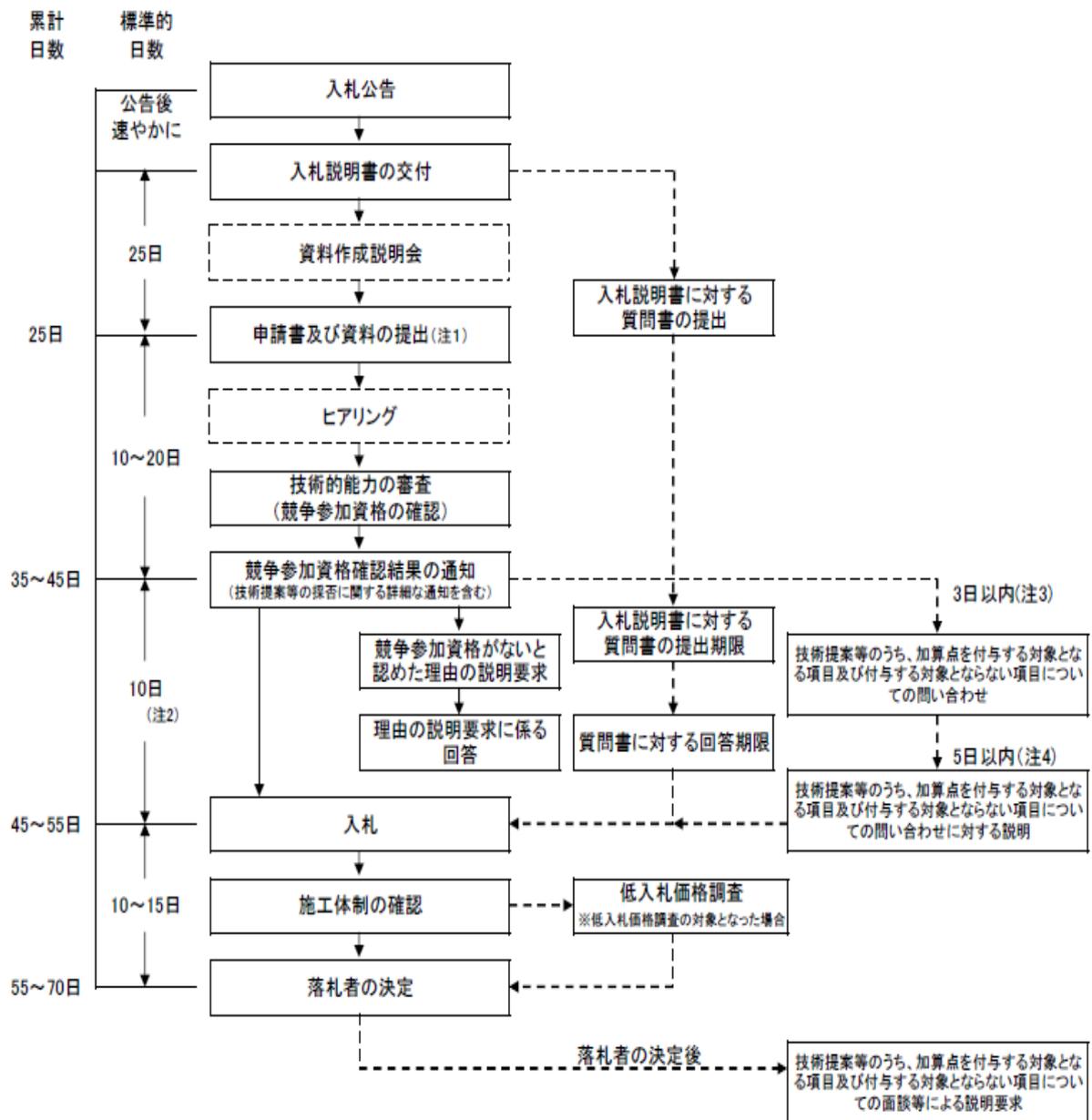


(注1) 申請書及び資料とは、競争参加資格確認申請書及び技術資料のことであり、技術資料とは、技術的能力の審査に要する資料及び技術提案をいう。

(注2) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

□□□□ は必要に応じて実施

【図2-1 簡易型・標準Ⅱ型のフロー】



(注1) 申請書及び資料とは、競争参加資格確認申請書及び技術資料のことであり、技術資料とは、技術的能力の審査に要する資料及び技術提案をいう。

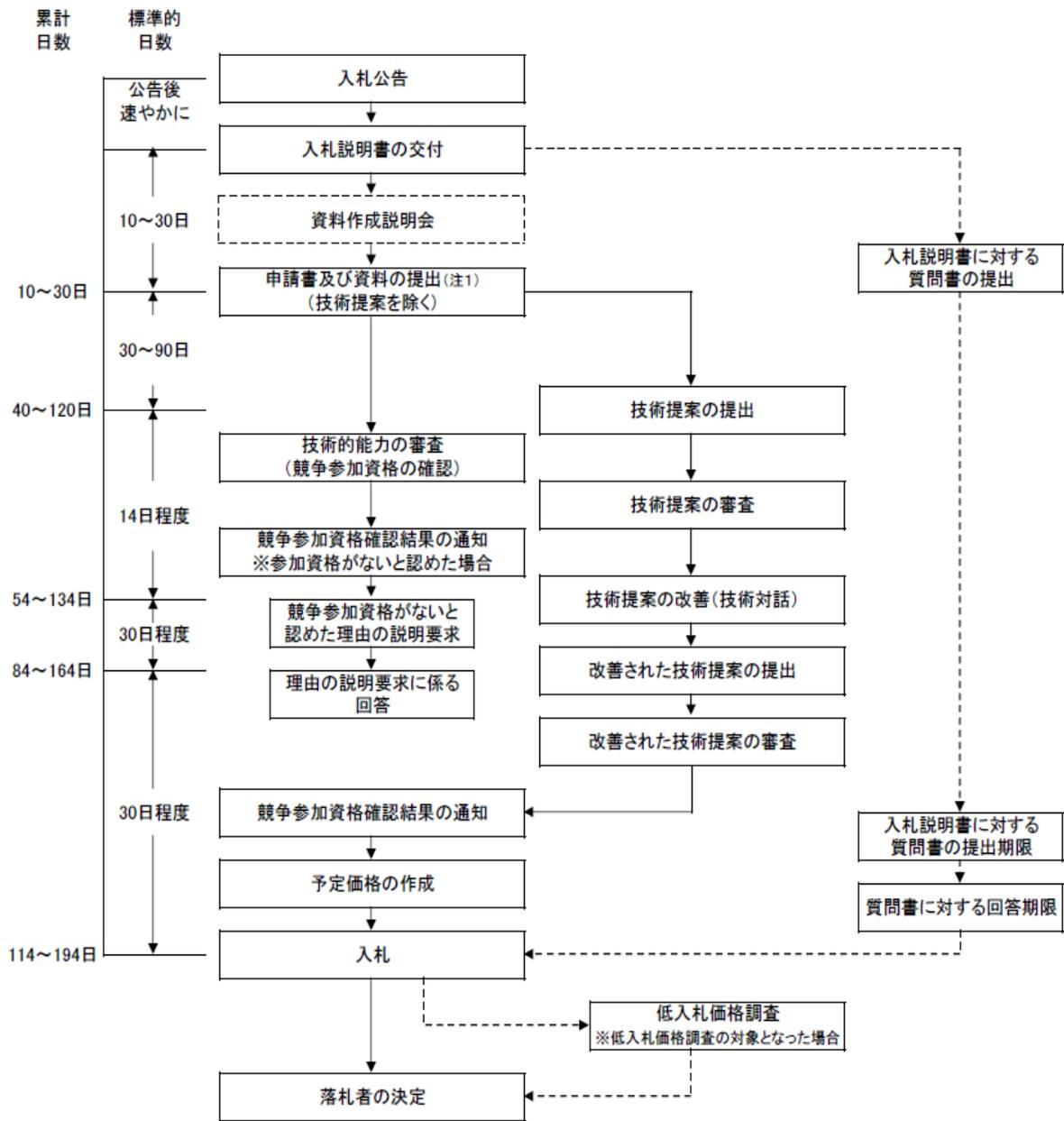
(注2) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

(注3) 競争参加資格確認結果の通知日の翌日から起算するものとし、日曜日、土曜日、祝日を含まない。

(注4) 問い合わせのできる最終日の翌日から起算するものとし、日曜日、土曜日、祝日を含まない。

[] は必要に応じて実施

【図 2-2 標準 I 型のフロー】



(注1) 申請書及び資料とは、競争参加資格確認申請書及び技術資料のことであり、技術資料とは、技術的能力の審査に要する資料及び技術提案をいう。

[] は必要に応じて実施

【図 2 - 3 高度技術提案型のフロー】

2.2 総合評価タイプと加算点の設定

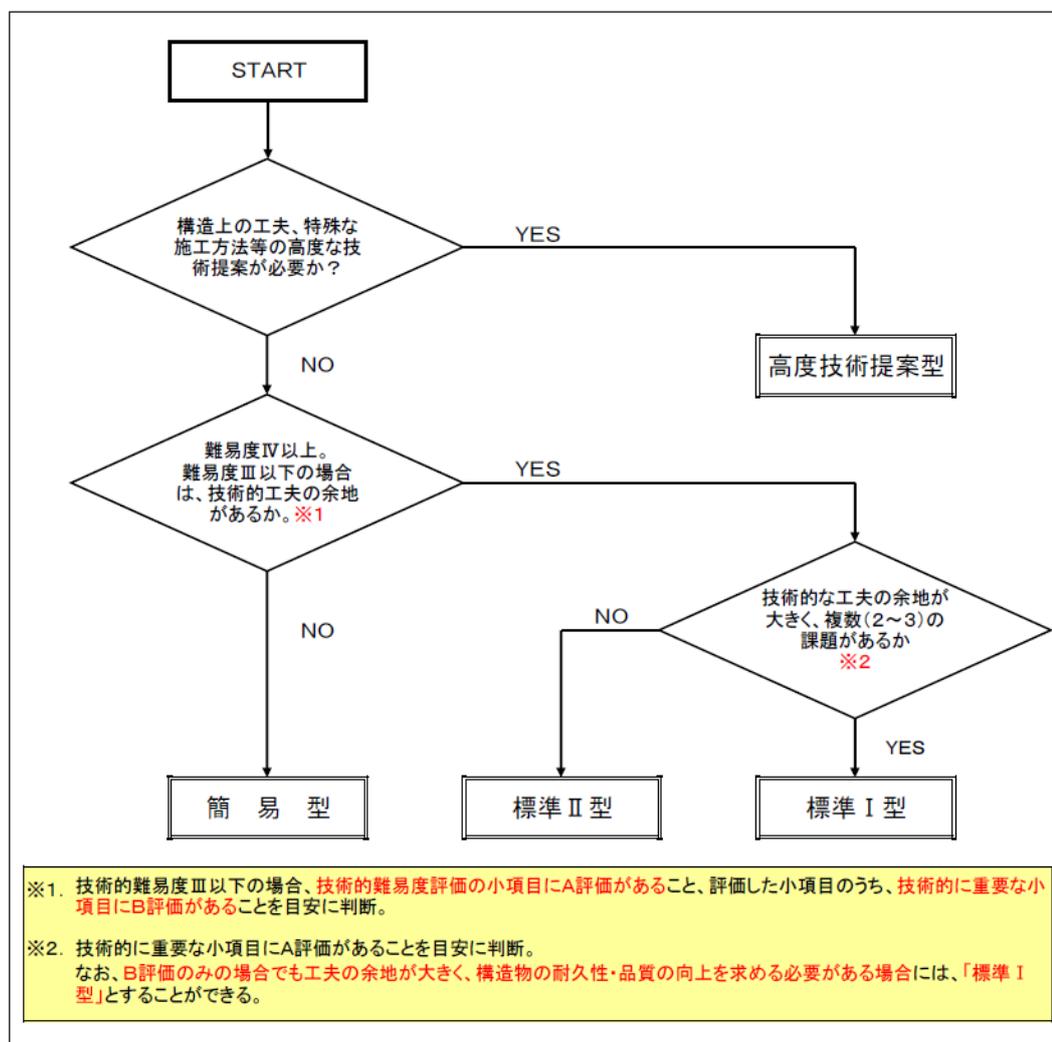
2.2.1 総合評価タイプ

総合評価落札方式のタイプは、簡易型、標準Ⅱ型、標準Ⅰ型、高度技術提案型の各タイプがある。

2.2.2 総合評価の適用

総合評価のタイプの適用にあたっては、「図2-4 総合評価落札方式タイプ選定フロー」及び「図2-5 総合評価落札方式タイプ適用図」を参考に適用する。

ただし、簡易型は、一般競争入札（WTO対象）には適用しないものとする。また、設計施工一括方式（DB方式）の場合は、高度技術提案型とする。



【図2-4 総合評価落札方式タイプ選定フロー】

○ 工事技術的難易度評価の手順

工事技術的難易度の評価は次の手順により行うものとする。

手順1. 小項目の評価

表2-1の各小項目の評価は、表2-2の評価対象事項を基に各小項目の評価をA、B、Cで行う。

表2-1 工事技術的難易度評価表

平成〇〇年〇〇月〇〇日作成
地方整備局〇〇河川国道事務所

入札契約方式				契約金額(最終)	
工事名				工期(最終)	~
負担行為件名コード				CORINS登録番号	工事種別コード
請負業者名				評価内容	
大項目	評価	評価項目	小項目	評価	
1. 構造物条件		①規模			
		②形状			
		③その他			
2. 技術特性		①工法等			
		②その他			
3. 自然条件		①湧水・地下水			
		②軟弱地盤			
		③作業用道路・ヤード			
		④気象・海象			
		⑤その他			
4. 社会条件		①地中障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質汚濁			
		⑤作業用道路・ヤード			
		⑥現道作業			
		⑦その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因					
工事区分				技術的難易度評価	
				「易、やや難、難」評価	

【小項目の評価表】以下の3ランクの評価を行う。

A: 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」

B: 困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」

C: 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

※ 評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

表2-2 工事難易度評価の小項目別運用表

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項等)
1. 構造物条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む)
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等
	②その他	施工方法に関する技術提案等
3. 自然条件	①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等
	②軟弱地盤	支持地盤の状況
	③作業用道路・ヤード	河川内・海域・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約
	④気象・海象	雨・雪・風・気温・波浪等の影響
	⑤その他	地すべり等の地質条件、急流河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等
4. 社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
5. マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

手順2. 大項目の評価

各大項目の評価は、手順1の小項目ごとの評価結果から、「表2-3 大項目判定基準」に基づき、大項目の評価をA、B、Cで行い、「表2-1」に記入する。

手順3. 工事の技術的難易度の判定

工事の難易度評価判定は、大項目の評価結果から、表2-4の判定基準により、当該工事の「易・やや難・難」の判定をする。

表2-3 大項目判定基準

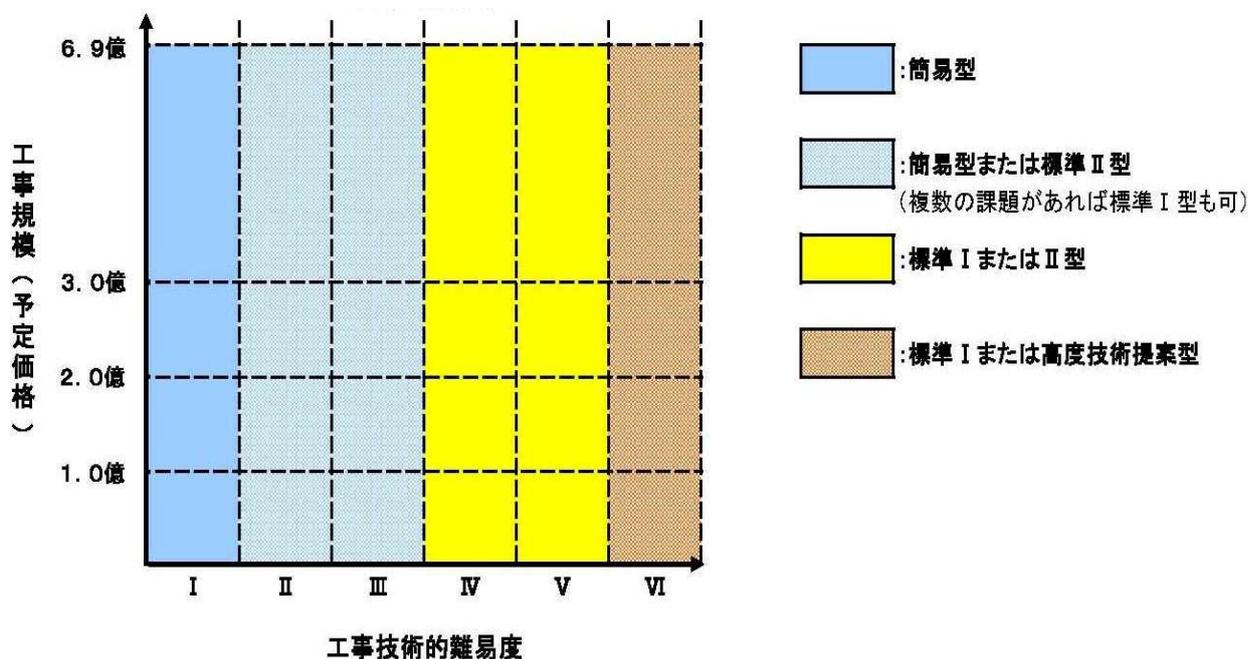
大項目評価	小項目評価	個数
A	・対象大項目に対する各小項目にA判定が1個以上ある。	
B	・対象大項目に対する各小項目にB判定が1個以上あり、かつ、A判定がない。	
C	・対象大項目に対する各小項目にA判定若しくはB判定がない。	

表2-4 「易・やや難・難」判定基準

「易、やや難、難」の判定	大項目評価	判定
難	・大項目の評価にA判定が2個以上ある。	
	・大項目の評価にA判定が1個あり、かつB判定が4個以上ある。	
	・大項目の評価にA判定が1個あり、かつB判定が3個以下の場合にも工事特性により「難」と判定してもよい。	
やや難	・大項目の評価にB判定が1個あり、かつA判定がない。	
	・大項目の評価にA判定が1個以上あり、かつB判定が3個以下である。	
易	・大項目の評価にA判定若しくはB判定がない。	

表2-5 工事区分別工事難易度対応表

事業分類	工事区分(構造物分類・構造形式・工法分類)	I	II	III	IV	V	VI
1. 河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			易	やや難	難	
2. 海岸	海岸堤防、護岸、養浜、海岸浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤、離岸堤		易	やや難	難		
3. 砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策		易	やや難	難		
4. ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
5. 道路	舗装、道路付属施設、切土工、盛土工、斜面安定・法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シールド、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法)			易	やや難	難	
	トンネル(沈埋工法)				易	やや難	難
6. 公園		易	やや難	難			



【図 2-5 総合評価落札方式タイプ適用図】

※上記は、標準的な運用を示すものであり、工事特性に応じた上記以外の運用を妨げるものではない。

(1) 簡易型

工事難易度Ⅲ以下の技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を求める場合に適用するもので、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価により行う。
また、企業の緊急対応体制の確保やより高い地域精通度が求められる場合等に限定した総合評価落札方式（社会性重視型）を試行する。

(2) 標準Ⅱ型

工事難易度Ⅱ～Ⅴのうち、技術的な工夫の余地がある工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するもので、構造物の性能向上、安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮等の観点から原則 1 課題（2 まで設定可）の技術提案を求め、価格との総合評価により行う。

また、企業の緊急対応体制の確保やより高い地域精通度が求められる場合等に

限定した総合評価落札方式（社会性重視型）を試行する。

(3) 標準Ⅰ型

工事難易度Ⅳ以上の工事又は工事難易度Ⅲ以下であっても、複数の課題があつて技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するもので、構造物の性能向上、安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮等の観点から原則２課題（３まで設定可）の技術提案を求め、価格との総合評価により行う。

(4) 高度技術提案型

工事難易度Ⅵ以上と高いなど、高度技術提案型を適用する工事については、３つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型及びⅢ型）があり、それぞれの高度技術提案型に対する適用の考え方を表２－６に、適用の判断のフローを図２－６に示す。

Ⅰ型及びⅡ型には、発注者が標準案を作成することができない場合や、複数の候補があり標準案を作成せずに幅広い提案を求めることが適切な場合であり、いずれも標準案を作成しないものである。したがって、設計・施工一括発注方式を適用し、施工方法に加えて工事目的物そのものに係る提案を求めることにより工事目的物の品質や社会的便益が向上することを期待するものであり、技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

一方、Ⅲ型は、発注者が詳細（実施）設計を実施するが、高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求めることにより、工事価格の差異に比して社会的便益が相当程度向上することを期待する場合に適用するものであり、技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

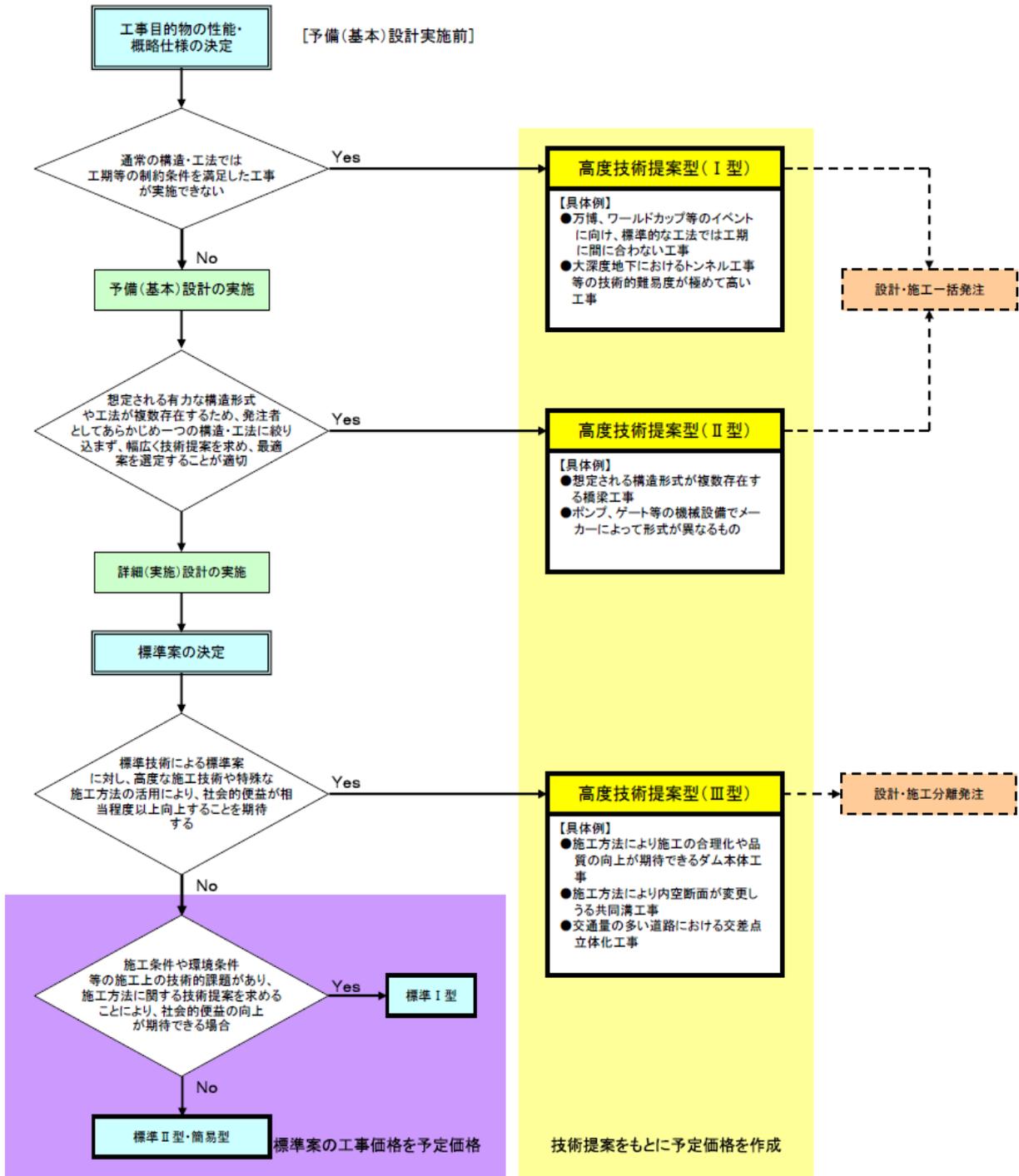
また、発注者が詳細（実施）設計を実施し、標準技術による標準案を作成する場合に、工事目的物自体についての提案は求めずに施工方法について提案を求める場合、発注者が標準案に基づき工事価格を算定することができるため、標準案の工事価格を予定価格とし、施工上の工夫等の一般的な技術提案のみを求めることも可能である。その場合には高度技術提案型ではなくWTO標準型・標準Ⅰ型を適用することが基本となる。

なお、工事規模の大小により高度技術提案型の適用や類型を判断することのないよう留意する。

詳細については、「高度技術提案型総合評価落札方式の手続きについて（平成18年4月18日国土交通省）」を参照すること。

表 2 - 6 高度技術提案型の適用の考え方

分 類		標準案 の有無	求める技術提案の範囲	発注形態 の目安
I 型	通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合	無	・工事目的物 ・施工方法	設計・施工 一括
II 型	想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ一つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合	無(複数の候補有)	・工事目的物 ・施工方法	設計・施工 一括
III 型	標準技術による標準案に対し、高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合	有	・施工方法 (施工方法の変更により工事目的物の変更を伴う場合には、工事目的物の変更を認める)	設計・施工 分離



【図2—6 高度技術提案型の適用フロー】

2.2.3 施工体制確認型の適用

施工体制確認型は、予定価格1千万以上の全ての一般競争入札総合評価落札方式で発注する工事に適用する。

2.2.4 タイプ毎の最大加算点

【施工体制確認型を適用する場合】

施工体制確認型の加算点は、技術評価点（標準点（100点）＋施工体制評価点（30点）＋加算点）に占める加算点の割合が、施工体制確認型を適用しない場合（標準点（100点＋加算点（10～30点））の割合と同程度とすることとし、以下を標準とする。

- ①簡易型（社会性重視型を含む）の加算点の最高点数は、20点を標準とする。
- ②標準Ⅱ型（社会性重視型を含む）の加算点の最高点数は、30点を標準とする。
- ③標準Ⅰ型の加算点の最高点数は、40点を標準とする。
- ④高度技術提案型は、施工体制確認型を適用しないものとする。

ただし、他の地方整備局における試行結果を勘案し、施工体制確認型の適用について別途検討する。

【施工体制確認型を適用しない場合】

- ①簡易型（社会性重視型を含む）の加算点の最高点数は10点を標準とする。
- ②標準Ⅱ型（社会性重視型を含む）の加算点の最高点数は、20点を標準とする。
- ③標準Ⅰ型の加算点の最高点数は、30点を標準とする。
- ④高度技術提案型の加算点の最高点数は、40～50点とする。

2.3 施工計画に関する事項

「品確法」第11条及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）2（2）により、不良・不適格業者の排除の観点から、競争参加資格として全ての総合評価方式を採用する工事に対して、「簡易な施工計画」（以下、「施工計画」という。）の適切性について審査を行う。

2.3.1 施工計画

総合評価における施工計画の取り扱いは、以下のとおりとする。

(1) 施工計画のテーマ選定及びテーマ数

発注者の示す仕様書どおりに施工する上での「施工計画の適切性」について審査するものとし、「技術的所見、施工上配慮すべき事項」について、下記より1テーマを設定する。

- ① 工程管理に係る技術的所見
- ② 材料の品質管理に係る技術的所見
- ③ 施工上の課題に係る技術的所見
- ④ 施工上配慮すべき事項

(2) 指定テーマの記述数

指定テーマの記述数は、最大5つを基本とし、重要なものの順に記述する。ただし、現場条件、工種、指定テーマにより5つにする必要がない場合は適宜設定する。

また、指定記述数を超えた内容については評価せず、指定記述数までの内容にて評価する。記述量は、指定テーマあたりA4版1枚を原則とするが、求めるテーマによっては最大2枚までとする。

なお、指定テーマの記述数及び記述枚数の詳細については、入札説明書によるものとする。

(3) 留意点

簡易型での施工計画は、競争参加資格要件の審査（適正であるか否か）及び総合評価の加算点の対象とする。

標準Ⅰ型・標準Ⅱ型・高度技術提案型での施工計画は、競争参加資格要件として審査（適正であるか否か）し、総合評価の加算点の対象としない。

また、別途技術提案を求めることから、競争参加資格要件の審査が複雑にならないように留意し、技術提案のテーマと重複しないようにすること。

2.3.2 施工計画の適否

施工計画は競争参加資格要件であり、未提出（未記入も含む）、または求めるテーマ以外の記述の場合は、「欠格」となる。

また、テーマに該当する記載内容であっても、東北地方整備局制定共通仕様書及び基本法令等の条件に明らかに違反しているものは「欠格」となる。

- ①関係法令や諸規定等に関する遵守違反の場合
- ②設計図書に示す条件を満たさない場合、共通仕様書等の基準に満たない場合
- ③目的物の主たる部分等について、重大な品質低下を招くような施工方法等の場合
- ④当該工事と関連のしない他の工事箇所等における提案の場合
- ⑤その他、技術審査会において不相当と判断された場合等

2.4 技術提案に関する事項

標準Ⅰ型及び標準Ⅱ型では、工事技術的難易度評価の結果に基づき、更なる品質向上を図る必要のある事項について特定のテーマを設定し、技術提案を求める。

テーマ設定数は、標準Ⅱ型では1テーマ、標準Ⅰ型では2テーマを基本とする。ただし、指定テーマの重要性を勘案し、技術提案の配点の範囲内で指定テーマ数を標準Ⅱ型は2テーマ、標準Ⅰ型は3テーマとすることがある。

2.4.1 工事技術的難易度評価表に基づくテーマ設定

「表2-1 工事技術的難易度評価表」の評価結果を踏まえ、①総合的なコストの縮減に関する技術提案、②工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案、③社会的要請への対応に関する技術提案の中から指定されたテーマ数により設定する。

2.4.2 各テーマ毎の提案数の設定

各テーマの提案数については、各テーマに重要と思われるものから「最大5つ」を基本とする。また記述量は技術提案1テーマにつきA4版1～2枚とし、文字ポイント数は、10ポイント以上とする。なお、超過した提案については評価しない（超過した提案については、評価しないことから履行義務は生じない。）。

また、指定テーマの記述数及び記述枚数の詳細については、入札説明書によるものとする。

2.4.3 技術提案の評価方法

技術提案に関する得点評価については、以下に掲げる方法で評価することを基本とし、工事特性やこれまでの実績等を踏まえ適切な方法を選択し評価する。

①数値方式

- ・ 評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。標準的な方法としては、発注者が予め設定した最高の性能等の数値に満点（技術提案の素点の満点が30点なら30点）を付与し、その他の入札参加者が提示した性能等の数値が最高の性能等の数値に対する割合に応じて按分した点数を付与する方式。ただし、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する場合もある。

②判定方式

- ・ 数値化が困難な評価項目の性能等に関して、例えば、優／良／可で評価、判定する方式。

この場合、標準的には、技術提案の素点の満点が30点の場合、優＝30

良＝15、可＝1を付与する。

- ・最大提案数（例えば最大5提案）を指定し、提案内容に応じてポイントを与え、その合計ポイントの最上位者に満点を与え、中間者に獲得ポイントに応じて比例配分する方式。
- ・最大提案数（例えば最大5提案）を指定し、評価を行い獲得ポイントに応じて得点を与える方式。

2.4.4 技術提案に関する留意事項

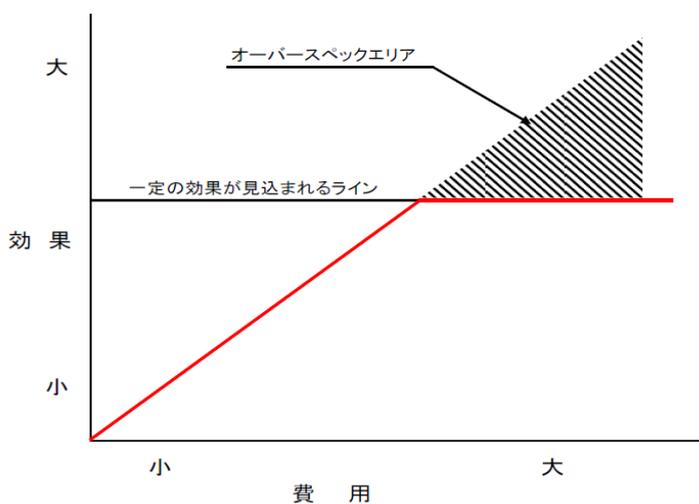
(1) 設計図書において協議対象とする事項への対応

現場説明事項書等において、別途協議する事項については、技術提案の対象としない。

(2) 過度なコスト負担を要する技術提案に関する評価

提出された技術提案のうち、過度にコスト負担を要する技術提案がなされた場合においては、過度にコスト負担を要しない提案よりもより優位な評価はしない。

具体的には、技術提案の目的が同一であって、品質確保等において一定の効果を発揮する提案については、提案実施に要する経費の大小によって評価の差をつけるといったより優位な評価は行わないものとする。



【図2-7 オーバースペックのイメージ】

2.5 評価項目、素点及び評価基準の設定

2.5.1 評価項目・素点の設定

総合評価における技術力に係る評価については、当該工事の規模及び技術的難易度に応じて（ア）技術提案（施工計画）、（イ）施工能力等、（ウ）地域精通度・貢献度等のそれぞれに係る評価項目及び素点を総合評価タイプ別に設定するものとする。

①-1 簡易型

（ア）施工計画

（イ）施工能力等

（ウ）地域精通度・貢献度等

○各評価項目（素点）

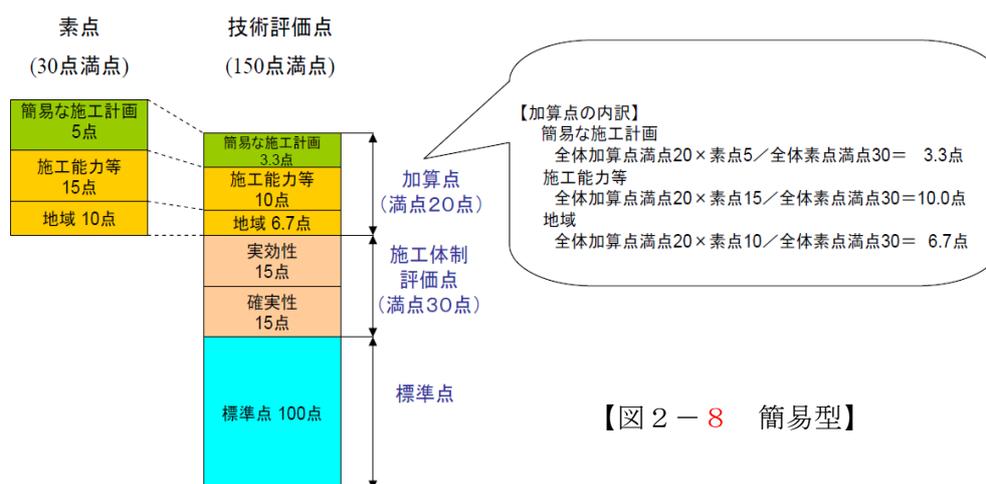
施工計画	施工能力等	地域精通度・貢献度等	合計
5点	15点	10点	30点

○素点を加算点に変換

各評価項目の素点（合計）を加算点最高得点に相当するものとし、各企業の獲得点数により加算点を算出する。

$$\text{加算点} = \text{加算点最高得点} \times \frac{\text{各企業の評価項目の獲得素点}}{\text{（ア）～（ウ）の評価項目の満点}}$$

※加算点については小数点第2位以下を切り捨てて、算出する。



①-2 簡易型【社会性重視型】

○各評価項目（素点）

施工計画	施工能力等	地域精通度・貢献度等	合計
5点	15点	20点	40点

②-1 標準Ⅱ型

(ア) 技術提案

(イ) 施工能力等

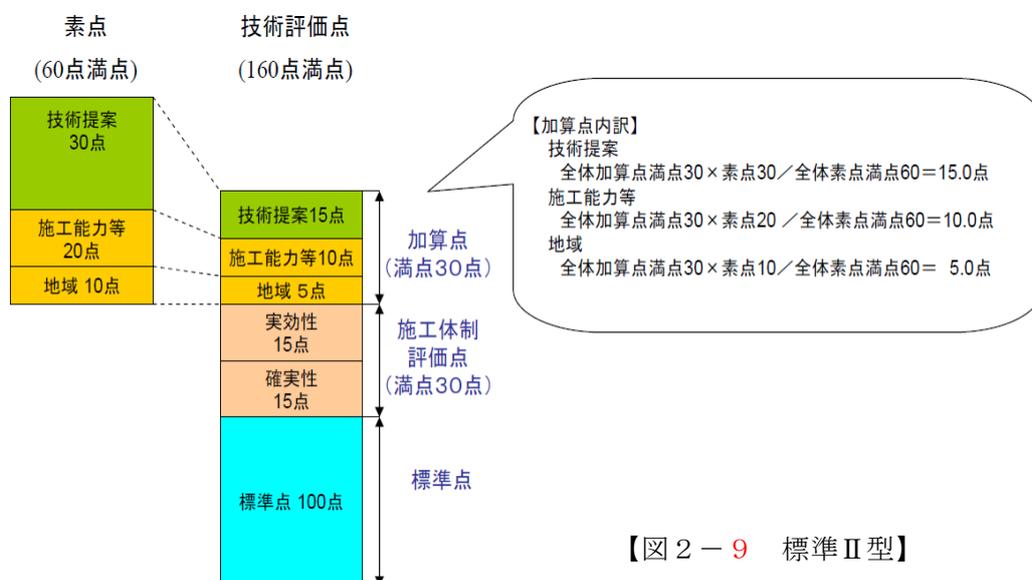
(ウ) 地域精通度・貢献度等

○各評価項目（素点）

技術提案	施工能力等	地域精通度・貢献度等	合計
30点	20点	10点	60点

※「地元企業活用型」とすることもある。

また、素点を加算点に変換すると以下のとおりとなる。



②-2 標準Ⅱ型【社会性重視型】

○各評価項目（素点）

技術提案	施工能力等	地域精通度・貢献度等	合計
30点	20点	20点	70点

③-1 標準 I 型

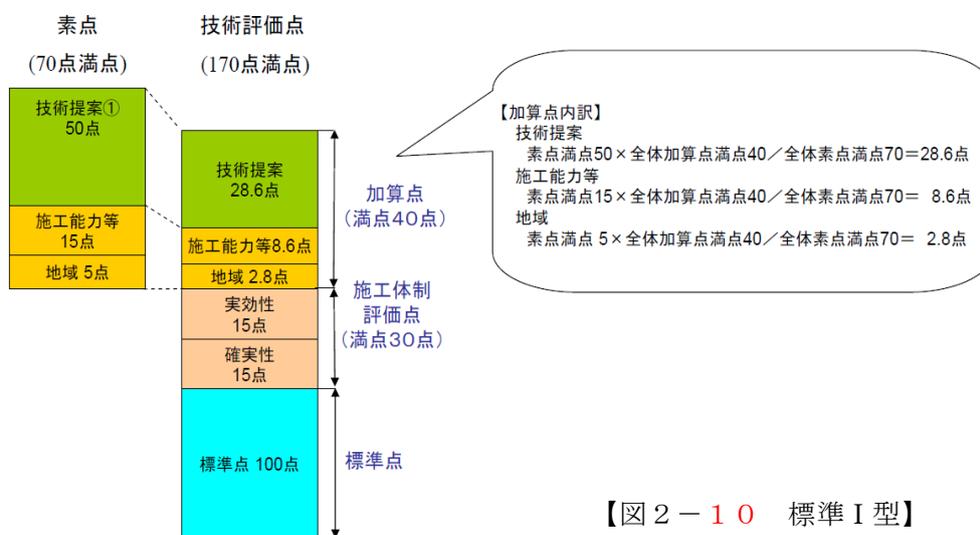
(ア) 技術提案

(イ) 施工能力等

○各評価項目 (素点)

技術提案	施工能力等	合計
50点	20点(うち地域5点)	70点

また、素点を加算点に変換すると以下のとおりとなる。



③-2 標準 I 型【地元企業活用型】

○各評価項目 (素点)

技術提案	施工能力等	合計
50点	20点(うち地域10点)	70点

④ 高度技術提案型

(ア) 技術提案

○各評価項目 (素点)

技術提案	合計
50点	50点

【タイプ別の標準的な評価項目及び配点】

表2-7 < 簡易型 >

総合評価のタイプ		簡易型			簡易型 (アスファルト舗装工事)			簡易型(社会性重視型)			簡易型(社会性重視型) (アスファルト舗装工事)			
加算点の満点(施工体制確認型)		20点			20点			20点			20点			
具体の評価項目・配点		適用	配点	割合	適用	配点	割合	適用	配点	割合	適用	配点	割合	
施工計画	工程管理に係る技術的所見	○	5.0	17%	○	5.0	17%	○	5.0	13%	○	5.0	13%	
	材料の品質管理に係る技術的所見													
	施工上の課題に対する技術的所見													
	施工上配慮すべき事項													
施工能力等	① 企業の施工実績	○	1.0	3%	○	1.0	3%	○	1.0	3%	○	1.0	3%	
	② 工事成績評点	○	3.0	10%	○	3.0	10%	○	3.0	8%	○	3.0	8%	
	③ 優良工事表彰等	○	2.0	7%	○	2.0	7%	○	2.0	5%	○	2.0	5%	
	④ 3D、SAFETY、安全表彰	○	1.0	3%	○	1.0	3%	○	1.0	3%	○	1.0	3%	
	⑤ 関連分野での技術開発の実績	-			-			-			-			
	⑥ 当該工事における新技術の取り組み	-			-			-			-			
	配置予定技術者の能力	① 配置予定技術者の施工経験	○	1.0	3%	○	1.0	3%	○	1.0	3%	○	1.0	3%
		② 優良工事表彰	○	2.0	7%	○	1.0	3%	○	2.0	5%	○	1.0	3%
		③ 施工経験での立場	○	1.0	3%	○	1.0	3%	○	1.0	3%	○	1.0	3%
		④ 継続教育(CPD)の取り組み状況	-			-			-			-		
		⑤ 資格(1)	○	1.0	3%	-			○	1.0	3%	-		
		⑤' 資格(2)	-			○	1.0	3%	-			○	1.0	3%
		その他												
	手持ち工事量	○	3.0	10%	○	3.0	10%	○	3.0	8%	○	3.0	8%	
配置技能者の雇用形態	-			○	1.0	3%	-			○	1.0	3%		
地域精進度・貢献度等	地理的条件	① 本支店、営業所の所在	○	3.0	10%	○	3.0	10%	○	5.0	13%	○	5.0	13%
		② 近隣地域での施工実績	○	1.0	3%	○	1.0	3%	○	3.0	8%	○	3.0	8%
	地域貢献の実績	① 災害協定に基づく活動実績	○	4.0	13%	○	4.0	13%	○	5.0	13%	○	5.0	13%
		② 地域防災への協力体制	○	2.0	7%	○	2.0	7%	○	3.0	8%	○	3.0	8%
		③ ボランティア活動による地域貢献の実績	-			-			○	2.0	5%	○	2.0	5%
		④ 建設産業人材確保・育成対策顕彰	-			-			○	2.0	5%	○	2.0	5%
		⑤ 地元企業の活用	-			-			-			-		
その他														
配点計			30.0	100%		30.0	100%		40.0	100%		40.0	100%	

表2-8 < 標準Ⅱ型 >

総合評価のタイプ		標準Ⅱ型			標準Ⅱ型 (アスファルト舗装工事)			標準Ⅱ型(社会性重視型)			標準Ⅱ型(社会性重視型) (アスファルト舗装工事)			
加算点の満点(施工体制確認型)		30点			30点			30点			30点			
具体的評価項目・配点		適用	配点	割合	適用	配点	割合	適用	配点	割合	適用	配点	割合	
技術提案	技術提案	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容	○	30.0	50%	○	30.0	50%	○	30.0	43%	○	30.0	43%
		社会的要請への対応に関する技術提案内容												
	施工計画	工程管理に係る技術的所見	競争参加資格要件の可/不可の判断のみ			競争参加資格要件の可/不可の判断のみ			競争参加資格要件の可/不可の判断のみ			競争参加資格要件の可/不可の判断のみ		
		材料の品質管理に係る技術的所見	競争参加資格要件の可/不可の判断のみ			競争参加資格要件の可/不可の判断のみ			競争参加資格要件の可/不可の判断のみ			競争参加資格要件の可/不可の判断のみ		
		施工上の課題に対する技術的所見	競争参加資格要件の可/不可の判断のみ			競争参加資格要件の可/不可の判断のみ			競争参加資格要件の可/不可の判断のみ			競争参加資格要件の可/不可の判断のみ		
	施工上配慮すべき事項	競争参加資格要件の可/不可の判断のみ			競争参加資格要件の可/不可の判断のみ			競争参加資格要件の可/不可の判断のみ			競争参加資格要件の可/不可の判断のみ			
施工能力等	企業の施工実績	① 企業の施工実績	○	1.0	2%	○	1.0	2%	○	1.0	1%	○	1.0	1%
		② 工事成績評点	○	3.0	5%	○	3.0	5%	○	3.0	4%	○	3.0	4%
		③ 優良工事表彰等	○	2.0	3%	○	2.0	3%	○	2.0	3%	○	2.0	3%
		④ 3D、SAFETY、安全表彰	○	1.0	2%	○	1.0	2%	○	1.0	1%	○	1.0	1%
		⑤ 関連分野での技術開発の実績	○	1.0	2%	○	1.0	2%	○	1.0	1%	○	1.0	1%
		⑥ 当該工事における新技術の取り組み	○	2.0	3%	○	2.0	3%	○	2.0	3%	○	2.0	3%
	配置予定技術者の能力	① 配置予定技術者の施工経験	○	1.0	2%	○	1.0	2%	○	1.0	1%	○	1.0	1%
		② 優良工事表彰	○	2.0	3%	○	2.0	3%	○	2.0	3%	○	2.0	3%
		③ 施工経験での立場	○	1.0	2%	○	1.0	2%	○	1.0	1%	○	1.0	1%
		④ 継続教育(CPD)の取り組み状況	○	2.0	3%	○	1.0	2%	○	2.0	3%	○	1.0	1%
		⑤ 資格(1)	○	1.0	2%	—			○	1.0	1%	—		
		⑤' 資格(2)	—			○	1.0	2%	—			○	1.0	1%
		その他												
	手持ち工事量	○	3.0	5%	○	3.0	5%	○	3.0	4%	○	3.0	4%	
	配置技能者の雇用形態	—			○	1.0	2%	—			○	1.0	1%	
地域精進度・貢献度等	地理的条件	① 本支店、営業所の所在	○	3.0	5%	○	3.0	5%	○	5.0	7%	○	5.0	7%
		② 近隣地域での施工実績	○	1.0	2%	○	1.0	2%	○	3.0	4%	○	3.0	4%
	地域貢献の実績	① 災害協定に基づく活動実績	○	4.0	7%	○	4.0	7%	○	5.0	7%	○	5.0	7%
		② 地域防災への協力体制	○	2.0	3%	○	2.0	3%	○	3.0	4%	○	3.0	4%
		③ ボランティア活動による地域貢献の実績	—			—			○	2.0	3%	○	2.0	3%
		④ 建設産業人材確保・育成対策顕彰	—			—			○	2.0	3%	○	2.0	3%
		⑤ 地元企業の活用	—			—			—			—		
その他														
配点計			60.0	100%		60.0	100%		70.0	100%		70.0	100%	

表2-9 < 標準 I 型 >

総合評価のタイプ		標準 I 型			標準 I 型 (アスファルト舗装工事)			標準 I 型(地元企業活用型)				
加算点の満点(施工体制確認型)		40点			40点			40点				
具体的評価項目・配点		適用	配点	割合	適用	配点	割合	適用	配点	割合		
技術提案	技術提案	総合的なコストの縮減に関する技術提案内容		○	50.0	71%	○	50.0	71%	○	50.0	71%
		工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容										
		社会的要請への対応に関する技術提案内容										
	施工計画	工程管理に係る技術的所見		競争参加資格要件の可/不可の判断のみ			競争参加資格要件の可/不可の判断のみ			競争参加資格要件の可/不可の判断のみ		
		材料の品質管理に係る技術的所見										
		施工上の課題に対する技術的所見										
		施工上配慮すべき事項										
施工能力等	企業の施工実績	① 企業の施工実績		○	1.0	1%	○	1.0	1%	○	1.0	1%
		② 工事成績評点		○	3.0	4%	○	3.0	4%	○	2.0	3%
		③ 優良工事表彰等		○	2.0	3%	○	2.0	3%	○	1.0	1%
		④ 3D、SAFETY、安全表彰		○	1.0	1%	○	1.0	1%	○	1.0	1%
		⑤ 関連分野での技術開発の実績		—			—			—		
		⑥ 当該工事における新技術の取り組み		—			—			—		
	配置予定技術者の能力	① 配置予定技術者の施工経験		○	1.0	1%	○	1.0	1%	○	1.0	1%
		② 優良工事表彰		○	2.0	3%	○	1.0	1%	○	1.0	1%
		③ 施工経験での立場		○	1.0	1%	○	1.0	1%	○	1.0	1%
		④ 継続教育(CPD)の取り組み状況		—			—			—		
		⑤ 資格(1)		○	1.0	1%	—			○	1.0	1%
		⑤' 資格(2)		—			○	1.0	1%	—		
		その他										
	手持ち工事量		○	3.0	4%	○	3.0	4%	○	1.0	1%	
	配置技能者の雇用形態		—			○	1.0	1%	—			
地域精進度・貢献度等	地理的条件	① 本支店、営業所の所在		○	1.0	1%	○	1.0	1%	○	1.0	1%
		② 近隣地域での施工実績		○	1.0	1%	○	1.0	1%	○	1.0	1%
	地域貢献の実績	① 災害協定に基づく活動実績		○	3.0	4%	○	3.0	4%	○	3.0	4%
		② 地域防災への協力体制		—			—			—		
		③ ボランティア活動による地域貢献の実績		—			—			—		
		④ 建設産業人材確保・育成対策顕彰		—			—			—		
		⑤ 地元企業の活用		—			—			○	5.0	7%
		その他										
配点計			70.0	100%		70.0	100%		70.0	100%		

2.5.2 評価項目・配点及び評価基準のポイント

以下に、標準的な評価項目、配点及び評価基準について解説する。

(1) 施工計画の適切性

1) 施工計画について

品質管理、工程管理等について施工上配慮すべき事項について評価する。

評価基準	配点
施工計画に対する定性評価 (優/良/可の判定等) <記載例> ※2.3.1(1)に記載された①～④のテーマのうち、 工事毎に設定したテーマについて、最も有効と思われるものを5つ簡潔に記述する。 記述毎に評価を行い、獲得ポイントに応じて最大5点を与える。 なお、5つを超える記述については評価しない。	5.0

※施工計画を評価するのは簡易型のみとする。

2) 技術提案について

工事の品質向上に資する技術提案を評価することを基本とする。

評価内容	評価基準
1. 総合的なコストに関する事項 2. 工事目的物の性能・機能に関する事項 3. 社会的要請に関する事項	技術提案の評価については、本ガイドライン P16「2.4.3 技術提案の評価方法」を参照。

※「1. 総合的なコストに関する事項」については標準 I 型において設定する。

※テーマ数と配点の関係は入札説明書を参照すること。

(2) 施工能力等

単体企業にあつては、共同企業体での実績は評価しない。また、経常建設共同企業体（甲型）にあつては、当該共同企業体の実績とする。

1) 企業の施工実績

① 企業の施工実績

平成7年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した工事の実績があれば評価する。

評価基準	配点
国土交通省の実績	1.0
国土交通省等以外の実績	0.5
民間の実績	0.0

※工事の発注機関は次のとおりとする。

(ア) 「国土交通省等」

国土交通省及び建設省（港湾空港関係を除く）

(イ) 「国土交通省等以外」

国土交通省（港湾空港関係）、他省庁、公団等、都道府県、市町村、自治体の外郭団体（公社等）、民間公益企業（JR、電力、NTT、高速道路（株）等）

(ウ) 民間

※合併等で、発注機関が変更になっている場合は、完成・引渡し時での機関で評価する。

一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行対象工事（※3）のうち、別記「数値要件緩和試行工事」対象工種に示す工種にあつては、施工実績の評価を発注機関による評価ではなく、下記を参考として適宜設定する。

評価基準	配点
〇〇工〇〇〇〇m ³ (※1)以上の実績	1.0
〇〇工〇〇〇〇m ³ (※2)以上〇〇〇〇m ³ (※1)未満の実績	0.5
〇〇工〇〇〇〇m ³ (※2)未満の実績	0.0

注) ※1は、設計数量を記載する。

注) ※2は、設計数量の2分の1とする。（千単位以下切り捨て）

注) ※3は、別記の工種でそれに対応する設計規模以上の場合。

別記「数値要件緩和試行工事」対象工種

1. 土工

①- 1 掘削又は切土（掘削量又は切土量）

設計規模：10,000m³ 以上

①- 2 築堤工（盛土量）

設計規模：10,000m³ 以上

①- 3 道路盛土（盛土量）

設計規模：10,000m³ 以上

2. アスファルト舗装

設計規模：12,000m² 以上

② 工事成績評点

東北地方整備局が発注し平成**18**～**20**年度に完成・引渡しが完了した当該工種の工事成績について評価する。

評価基準	配点
76点以上	3.0(2.0)
72点以上76点未満	1.0(1.0)
72点未満	0.0(0.0)

※配点の（ ）は、標準I型【地元企業活用型】の配点。

③ 優良工事表彰等

平成**19**年度以降に工種区分に関係なく東北地方整備局長又は事務所長による優良工事表彰と工事成績優秀企業認定を受けた場合は評価する。

なお、「工事成績優秀企業認定」は、土木工事10工種（①一般土木工事、②アスファルト舗装工事、③鋼橋上部工事、④セメント・コンクリート舗装工事、⑤プレストレスト・コンクリート工事、⑥法面処理工事、⑦河川しゅんせつ工事、⑧グラウト工事、⑨杭打工事、⑩維持修繕工事）の場合に記載する。

評価基準	配点
局長表彰又は認定の実績有り	2.0(1.0)
事務所長表彰の実績有り	1.0(0.5)
表彰、実績無し	0.0(0.0)

※表彰実績については、東北地方整備局ホームページ

(<http://www.thr.mlit.go.jp>)の「建設技術関連」を参照。

※配点の（ ）は、標準I型【地元企業活用型】の配点。

④ 3D、SAFETY、安全表彰

平成**19**年度以降に東北地方整備局長又は事務所長による表彰を受けた場合は評価する。

なお、SAFETYにおける「安全に関する体験・提案文」の表彰については、評価しない。

評価基準	配点
表彰の実績有り	1.0
表彰の実績無し	0.0

※表彰実績については、東北地方整備局ホームページ

(<http://www.thr.mlit.go.jp>)の「建設技術関連」を参照。

⑤ 関連分野における技術開発の実績

技術資料提出期限までにNETISに掲載されている技術（本格運用（H18新制度）未対応含む）がある場合は評価する。

評価基準	配点
特許権、実用新案権の取得有り	1.0
NETISへの登録あり	0.5
該当無し	0.0

※本評価項目は、標準Ⅱ型に適用する。

⑥ 新技術活用の取り組み

技術資料提出期限においてNETISに掲載されている技術を評価するものとし、「有用な新技術」とは、推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、活用促進技術、少実績優良技術とする。

なお、新技術を活用する場合は、適用工種名、新技術名及び登録番号を明記すること。

また、「NETIS（評価情報）技術」とは、NETIS（評価情報）に掲載されている技術とする（登録番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-Vの技術）。

ただし、本格運用（H18新制度）未対応の技術については評価しない。

また、技術提案で加点された新技術については、評価しない。

評価基準	配点
有用な新技術を活用	2.0
NETIS（評価情報）技術を活用	1.0
該当無し	0.0

※本評価項目は、標準Ⅱ型に適用する。

2) 配置予定技術者の能力

配置予定技術者が複数申請の場合は、競争参加資格要件を満足する配置予定技術者のうち得点の合計（施工経験、表彰、施工経験での立場、CPD、資格）が最も低い者を採用し評価する。

① 配置予定技術者の施工経験について

平成7年度以降に当該工種の工事の施工実績があれば評価する。

評価基準	配点
国土交通省等の実績	1.0
国土交通省等以外の実績	0.5
民間の実績	0.0

※工事の発注機関は次のとおりとする。

(ア) 「国土交通省等」

国土交通省及び建設省（港湾空港関係を除く）

(イ) 「国土交通省等以外」

国土交通省（港湾空港関係）、他省庁、公団等、都道府県、市町村、自治体の外郭団体（公社等）、民間公益企業（JR、電力、NTT、高速道路（株）等）

(ウ) 民間

※合併等で、発注機関名が変更になっている場合は、完成・引渡し時での機関で評価する。

一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行対象工事（※3）のうち、別記「数値要件緩和試行工事」対象工種に示す工種にあつては、施工実績の評価を発注機関による評価ではなく、下記を参考として適宜設定する。

評価基準	配点
〇〇工〇〇〇〇m ³ (※1)以上の施工経験	1.0
〇〇工〇〇〇m ³ (※2)以上〇〇〇〇m ³ (※1)未満の施工経験	0.5
〇〇工〇〇〇m ³ (※2)未満の施工経験	0.0

注) ※1は、設計数量を記載する。

注) ※2は、設計数量の2分の1とする。（千単位以下切り捨て）

注) ※3は、別記の工種でそれに対応する設計規模以上の場合。

② 優良工事表彰

平成**18**年度以降に工種区分に関係なく東北地方整備局長又は事務所長による優良工事表彰を受けた場合は評価する。

評価基準	配点
局長表彰の実績有り	2.0(1.0)
事務所長表彰の実績有り	1.0(0.5)
実績無し	0.0(0.0)

※表彰実績については、東北地方整備局ホームページ
(<http://www.thr.mlit.go.jp>)の「建設技術関連」を参照。

※配点の()は、標準Ⅰ型【地元企業活用型】の配点。

③ 施工経験での立場

配置予定技術者の施工経験での立場に応じて評価する。

評価基準	配点
現場代理人、監理（主任）技術者	1.0
担当技術者	0.0

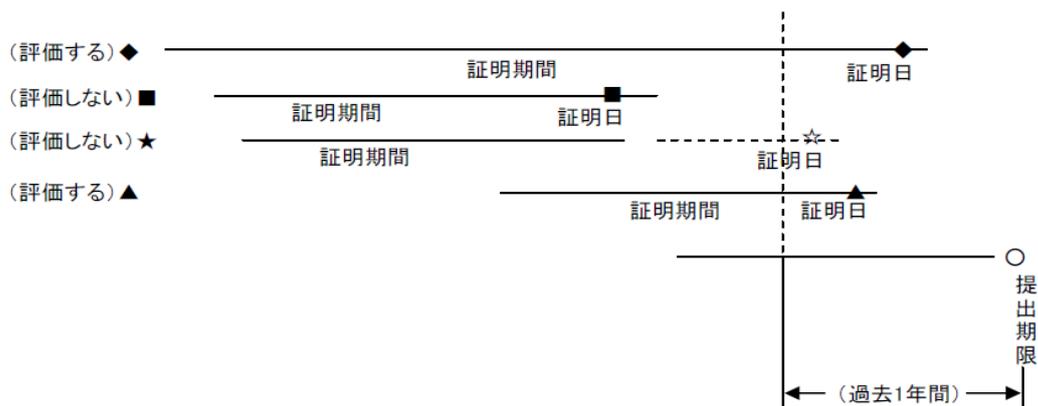
④ 継続教育（CPD：Continuing Professional Development）の取り組み状況

配置予定技術者の学習履歴を証明する証明書の写しを添付し、当該団体推奨単位（又は、当該団体推奨単位の3分の2）以上を取得している事を証明できる資料を添付すること。

また、CPD単位取得の「証明書」は、技術資料提出期限から過去1年以内の間までに単位取得が証明された「証明書」を有効とし、年間または数年間の推奨単位を記載している場合はそのいずれかが満足していれば評価する。

評価基準	配点
継続教育（該当団体推奨単位以上取得）の証明あり	2.0
継続教育（該当団体推奨単位の3分の2以上取得）の証明あり	1.0
継続教育の証明無し	0.0

※本評価項目は、標準Ⅱ型に適用する。



【図 2 - 1 1 証明書の証明期間と評価の関係】

主なCPD証明学協会等の推奨（望ましい）単位に対する評価基準は次のとおりとし、次表以外のCPD証明学協会等が証明するCPD学習履歴の評価は、証明する学協会等の推奨時間に基づき評価するものとする。

【表 2 - 1 0 CPD証明学協会等の推奨単位と評価の関係】

CPD証明学協会等	推奨単位	評価単位	3分の2評価単位
(社)全国土木施工管理技士会連合会	30ユニット/年	30ユニット/年	20ユニット/年
	60ユニット/2年	60ユニット/2年	40ユニット/2年
	150ユニット/5年	150ユニット/5年	100ユニット/5年
(社)日本技術士会	50CPD時間/年	50CPD時間/年	33CPD時間/年
	150CPD時間/3年	150CPD時間/3年	100CPD時間/3年
(社)土木学会技術推進機構	50単位/年	50単位/年	33単位/年
	250単位/5年	250単位/5年	167単位/5年
(社)日本造園学会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(社)日本建築士会連合会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
	250単位/5年	250単位/5年	167単位/5年
(社)地盤工学会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(社)空気調和・衛生工学会	50ポイント/年	50ポイント/年	33ポイント/年
農業土木技術者継続教育機構	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(社)電気学会	150時間単位/3年	150時間単位/3年	100時間単位/3年
(社)電子情報通信学会	150ポイント/3年	150ポイント/3年	100ポイント/3年
(社)日本機械学会	20ポイント/年	20ポイント/年	13ポイント/年

主なCPD証明実施学協会等の推奨単位と出典を次に示す。

【表2-11 主なCPD証明実施学協会等の推奨単位の出典】

(社)全国土木施工管理技士会連合会 ((社)全国土木施工管理技士会連合会 継続学習制度 (CPDS)ガイドライン案 2008年度版) http://www.ejcm.or.jp/08cpdsguide070221.pdf	推奨単位 30ユニット/年、60ユニット/2年もしくは150ユニット/5年
(社)日本技術士会 (パンフレット 「技術士の資質の向上」を旨とした技術士CPD H19.1作成) https://www.engineer.or.jp/cpd/CPD.pdf	推奨単位 50CPD時間/年もしくは150CPD時間/3年
(社)土木学会技術推進機構 (土木学会継続教育 (CPD) 制度資料 H18.11) http://www.jsce.or.jp/opcet/01cpd/gaiyo_0611.pdf	推奨単位 50単位/年もしくは250単位/5年間
(社)日本造園学会 (造園CPD (継続教育) ガイドブックー第3版ー H17.4) http://www.lacpd.jp/03gaido.html	推奨単位 50単位/年
(社)日本建築士会連合会 (ホームページ 「建築士会のCPD制度」) http://www.kenchikushikai.or.jp/cpd/seido/f_seido.htm	推奨単位 50単位/年もしくは250単位/5年
(社)地盤工学会 (ホームページ 「地盤工学会継続教育 (G-CPD) に関するQ & A」) http://www.jiban.or.jp/topic/cpdsystem/qa-menu.htm	推奨単位 50単位/年
(社)空気調和・衛生工学会 (ホームページ 「SHASE-CPDガイドブック」) http://www.shasej.org/	推奨単位 50ポイント/年
農業土木技術者継続教育機構 (ホームページ 「CPD基準」) http://www.jsidre.or.jp/cpd/	推奨単位 50単位/年
(社)電気学会 (ホームページ 「電気学会における継続教育事業の実施について」) http://www2.iee.or.jp/ver2/honbu/11-aboutus/index171.html	推奨単位 150時間単位/3年
(社)電子情報通信学会 (ホームページ 「CPD制度の説明」) http://www.ieice.org/jpn/cpd/cpdseido.html	推奨単位 150ポイント/3年
(社)日本機械学会 (ホームページ 「(社)日本機械学会 能力開発支援システムのご案内」) http://www.jsme.or.jp/cpd/setumei.htm	推奨単位 20ポイント/年

⑤ 資格（１）

配置予定技術者の資格取得年数により、評価する。なお、資格は工事内容により、適宜設定する。（（１級電気（建築・管工事等）工事施工管理技士、１級建設機械施工技士、コンクリート主任技士・技士、コンクリート診断士等）

評価基準	配点
１級土木施工管理技士（５年以上）	１．０
１級土木施工管理技士（５年未満）	０．５
その他	０．０

⑤ 資格（２）

アスファルト舗装工事の場合は、上記「資格（１）」に代えて「資格（２）」により評価する。

評価基準	配点
１級舗装施工管理技術者	１．０
２級舗装施工管理技術者	０．５
無し	０．０

3) 手持ち工事量

① 手持ち工事量

企業の手持ち工事量について、東北地方整備局発注工事における当該年度総支払い額を過去３ヶ年の平均総支払額で除した値について、評価する。

ただし、当該年度総支払額が０の場合で、過去３ヶ年の平均総支払額が０の場合の配点は１．０、過去３ヶ年の平均総支払額がある場合の配点は３．０とする。

また、当該年度総支払額がある場合で、過去３ヶ年の平均総支払額が０の場合の配点は０．０とする。

評価基準	配点
０．５未満	３．０
０．５以上１．０未満	１．０
１．０以上	０．０

4) アスファルト舗装工事の施工体制（配置技能者）

アスファルト舗装工事の場合は、「配置技能者の雇用形態」を評価する。
 なお、評価項目とする場合は、「施工能力等」の配点割合の内数とする。

評価基準	配点
自社雇用	1.0
連結子会社又は協力会社雇用	0.5
その他雇用	0.0

注1. 技能者とは職長、オペレーター、スクリードマン、レーキマンなどの特殊な技能を有する者だけであり、一般作業員は含まない。

注2. 技能者の配置については、具体的に会社名等を記載した資料を提出すること。なお、子会社及び協力会社等関係する会社については、関係する会社であることが証明できる資料を提出すること。

注3. 連結子会社とは、連結決算を行っている関連会社で50%以上の出資を行っている子会社をいう。

完全協力会社とは、通年的に専ら技術資料提出会社の下請けのみを行っている会社をいう。

持合協力会社とは、通年的に技術資料提出会社の下請けを行っている会社で、複数の会社の下請けをおこなっている会社をいう。

(3) 地域精通度・貢献度等

1) 地理的条件

① 本支店、営業所の所在

地域内における本支店、営業所の所在の有無について、評価する。

評価基準	配点
〇〇地域内（〇〇生活圏）に本店有り	3.0(1.0)
〇〇地域内（〇〇生活圏）に支店又は営業所有り	1.0(0.5)
〇〇地域内（〇〇生活圏）に拠点無し	0.0(0.0)

※配点の（ ）は、標準Ⅰ型（地元企業活用型を含む。）の配点。

【社会性重視型】

評価基準	配点
〇〇地域内（〇〇生活圏）に本店有り	5.0
〇〇地域内（〇〇生活圏）に支店又は営業所有り	2.0
〇〇地域内（〇〇生活圏）に拠点無し	0.0

※簡易型、標準Ⅱ型における社会性重視型での配点。

② 近隣地域での施工実績

平成**7**年度以降に〇〇地域での施工実績があれば、評価する。

評価基準	配点
施工実績有り	1.0
施工実績無し	0.0

【社会性重視型】

評価基準	配点
維持的工事や除雪作業の実績有り	3.0
施工実績有り	1.0
施工実績無し	0.0

※近隣地域の施工実績で評価する「維持的工事や除雪作業」は、河川、道路において通年にわたる経常的な維持工事や冬期間を通じた道路における除雪作業を対象とする。

※県、市町村工事も対象とする。

※簡易型、標準Ⅱ型における社会性重視型での配点。

2) 地域貢献の実績

単体企業にあつては、共同企業体の構成員での実績は評価しない。また、経常建設共同企業体（甲型）にあつては、当該共同企業体の実績とし、構成員の実績については評価しない。ただし、③地域防災への協力体制と④ボランティア活動実績については、当該共同企業体の全ての構成員が条件を有している場合は評価する。

① 災害協定に基づく活動実績

平成**19**年以降の施工地域における企業として災害協定等に基づく活動実績、維持工事などで実施した小規模災害を含む災害時の活動実績（発注者側の要請を受けた災害応急復旧等の緊急作業（待機を含む）について評価する。なお、維持工事におけるパッチング等の応急復旧作業、除雪工事における待機については評価しない。実績がある場合は、事実を証明できる資料を添付すること。

評価基準	配点
活動実績有り	4.0(3.0)
災害協定の締結有り	2.0(1.0)
活動実績無し	0.0(0.0)

※配点の（ ）は、標準Ⅰ型の配点。

【社会性重視型】

評価基準	配点
国土交通省の活動実績有り	5.0
国土交通省以外の活動実績有り又は災害協定の締結有り	2.0
活動実績無し	0.0

※簡易型、標準Ⅱ型における社会性重視型での配点。

② 地域防災への協力体制

消防団協力事業所に認定されている場合や消防団に協力することにより表彰等を受けている場合等の地域防災への協力体制がある場合は、評価する。

- 1) 消防団協力事業所に認定されている場合とは、以下のとおりとする。
 - ・ 消防団協力事業所表示証を消防庁又は市町村等より交付を受けていてかつ当該工事の開札時点においてその認定が有効（有効期間に注意）であること。
 - ・ 消防団協力事業所表示証の写し及び交付年月日がわかる資料を提出すること。
- 2) 消防団に協力することにより表彰等を受けている場合とは、以下のとおりとする。
 - ・ 平成**17**年度以降に各市町村や消防本部等より事業所として消防団活動に協力したとして表彰や感謝状を受けていて、かつ消防団活動に協力する体制が競争参加資格確認申請時においても継続中であること。消防団活動に協力する体制の例としては、従業員が消防団活動を行うにあたって休暇等の取得など就業規則等において配慮されているなどをいう。
 - ・ 表彰や感謝状の写し及び消防団活動に協力する体制が競争参加資格確認申請時においても継続中であることを証明する資料を提出すること。

評価基準	配点
有り	2.0
無し	0.0

※簡易型、標準Ⅱ型の配点。

【社会性重視型】

評価基準	配点
有り	3.0
無し	0.0

※簡易型、標準Ⅱ型における社会性重視型及び標準Ⅰ型における地元企業活用型の配点。

注1. 「平成17年度以降に各市町村や消防本部等により・・・」の等には、消防団長も含む。

注2. 「消防団活動をしたとして表彰や感謝状を受けていて・・・」の解釈は、表彰、感謝状の他に消防団活動をしたとして消防団長等が証明する証明書も含むものとする。

注3. 「表彰状や感謝状の写し・・・」とは、消防団長等が発行する証明書の写しも含むものとする。

③ ボランティア活動実績

平成**21**年度以降の施工地域における公共空間や公共施設の維持管理等（河川・道路等における社会資本整備・管理に関わるもの）に寄与したボランティア活動について評価する。ただし、工事施工中における安全協議会等による活動や施工中における現場見学会、出前講座等の工事期間中に限定した活動実績は対象外とする。

活動実績有の場合は事実を証明できる資料を添付すること。

なお、企業又は共同企業体としての活動実績として判断できる資料の提出がない場合や個人ボランティア活動実績は評価の対象としない。

【社会性重視型】

評価基準	配点
活動実績有り	2.0
活動実績無し	0.0

※簡易型及び標準Ⅱ型の配点。

④ 建設産業人材確保・育成対策顕彰

平成**17**年度以降に建設産業人材確保・育成対策顕彰の実績があれば、評価する。建設産業人材確保・育成対策顕彰の表彰を確認できる資料を添付する。

【社会性重視型】

評価基準	配点
顕彰実績有り	2.0
顕彰実績無し	0.0

※簡易型及び標準Ⅱ型の配点。

※建設産業人材確保・育成対策顕彰については、以下のホームページ (<http://www.yoi-kensetsu.com/jinzai/index.html>) を参照。

⑤ 地元企業等の活用

当該工事において地元企業等の活用を予定している場合は、地元企業下請契約予定及び地元資材調達契約予定に金額等を記入し、入札予定価格の工事原価に対する割合を記載すること。地元企業下請契約とは、直接地元企業と契約（1次下請）を行う場合が該当する。なお、地元企業とは、施工箇所と同一の県内に本店がある企業であり、地元資材とは、施工箇所と同一の県内に本店がある企業が扱っている資材または施工箇所と同一県内で製造された資材をいう。

また、地元企業下請契約については、建設業法を遵守した適正なものであること。入札予定価格の工事原価に占める割合が40%を大幅に超えた場合であっても建設業法を遵守し、大幅に超えない場合よりも優位に評価は行わない。

評価基準	配点
入札予定価格の工事原価の40%以上	5.0
入札予定価格の工事原価の10%以上から40%未満	2.0
入札予定価格の工事原価の10%未満	0.0

注) 工事原価に対する割合については、工種によって変更することがある。

(4) 不安全行為等

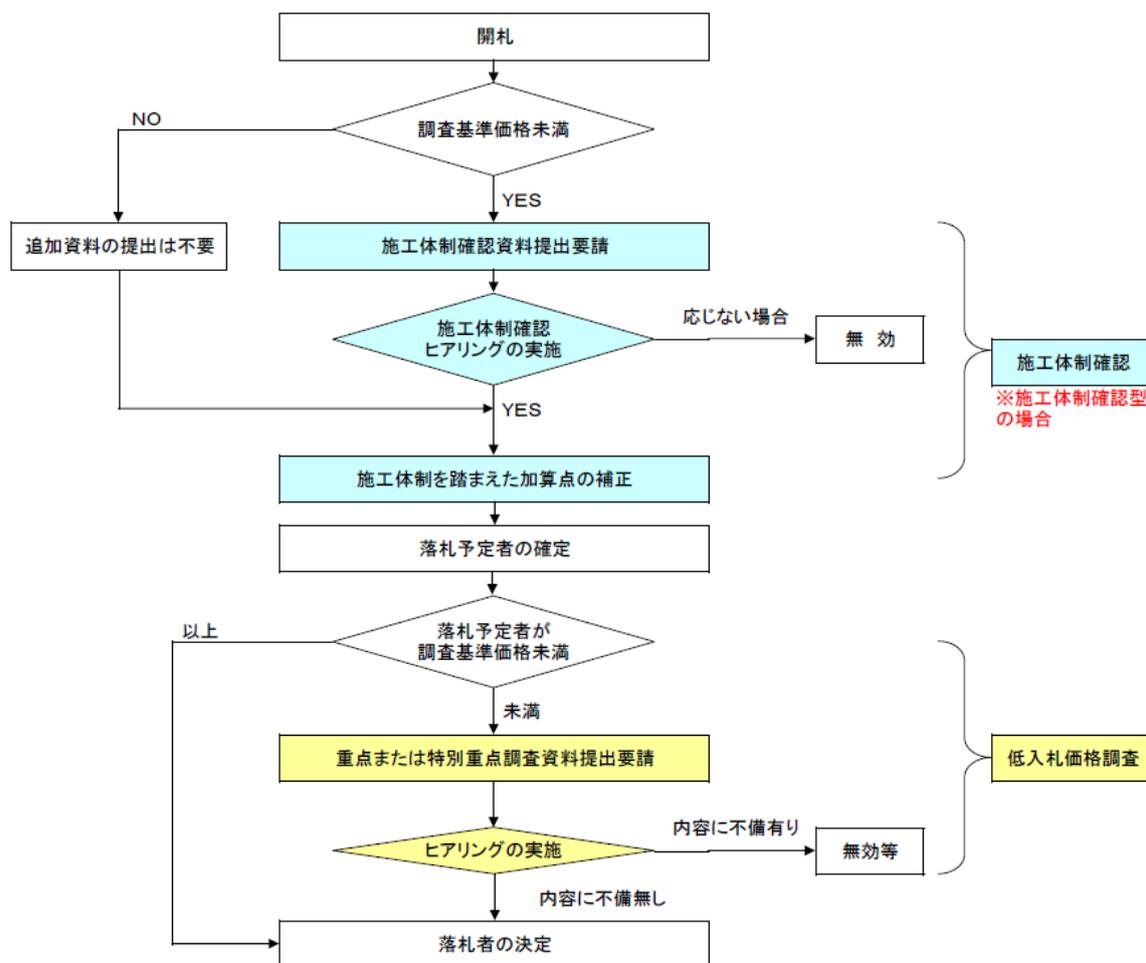
東北地方整備局発注工事（港湾空港部を除く）において、以下の①～③のいずれかに該当する場合は、指名停止等の行政措置開始日まで総合評価における「地域精通度・貢献度等」の全項目を評価しない。

- ① 工事事故により公衆や工事関係者に死亡者若しくは極めて重大な被災が発生した場合、又は社会的に重大で大規模な損害を与えた場合
- ② 重大な過失による粗雑工事が発生した場合
- ③ 建設業法違反又は不正若しくは不誠実な行為が発覚した場合

3. 落札者の決定

3.1 施工体制確認型を適用した場合

3.1.1 落札者決定フロー



【図3-1 落札者決定フロー】

3.1.2 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

○評価値の算出方法（除算方式）

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{補正後の加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

また、落札者を決定するにあたり、次の条件を満たさない場合は評価値がもっとも高い競争参加者であっても落札者とすることはできない。

- ・ 入札価格 ≤ 予定価格
- ・ 評価値 ≥ 基準評価値

※評価点、加算点、技術評価点及び評価値については小数点第2位以下を切り捨てて、算出する。

※評価値算出のための入札価格の単位は「億円」。

3.1.3 施工体制評価点

【調査基準価格未満の者の場合】

(1) 施工体制確認資料提出要請

調査基準価格を下回って入札した者については、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現と確実性の向上に繋がるかを審査するため、追加資料（表3-1）の提出を求め、ヒアリングを実施する。なお、追加資料の提出は、提出すべき旨の連絡を受けた日の翌日から3日以内とし、ヒアリングについては、資料提出期限の翌日から5日以内を基本とする。なお、詳細については、入札説明書を参照。

調査基準価格を上回って入札した者についても、特別の事由からヒアリングの実施、追加資料の提出を求める場合がある。

提出を求めることとなる追加資料は、入札説明書別紙の「I 施工体制確認型総合評価落札方式について」を参照すること。

表3-1 施工体制確認資料及び低入札価格調査における提出資料

使用する様式一覧

様式番号	名称	施工体制 確認型 総合評価	低入札 価格調査
様式1	当該価格で入札した理由		◎
様式2-1	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①	○	◎
様式2-1 (営繕)	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①	○	◎
様式2-2	内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②	○	◎
様式2-2 (営繕)	内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②	○	◎
様式2-3	一般管理費等の内訳書		◎
様式3	VE提案等によるコスト縮減額調書	○	◎
様式4	下請予定業者等一覧表	○	◎
様式5	配置予定技術者名簿	○	◎
様式6-1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)		◎
様式6-2	手持ち工事の状況(対象工事関連)		◎
様式7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係		◎
様式8-1	手持ち資材の状況		◎
様式8-2	資材購入予定先一覧	○	◎
様式9-1	手持ち機械の状況		◎
様式9-2	機械リース元一覧	○	◎
様式10-1	労務者の確保計画	○	◎
様式10-2	工程別労務者配置計画	○	◎
様式11	建設副産物の搬出地	○	◎
様式12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	○	◎
様式13-1	品質確保体制(品質確保のための人員体制)	○	◎
様式13-2	品質確保体制(品質管理計画書)	○	◎
様式13-3	品質確保体制(出来形管理計画書)	○	◎
様式14-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)	○	◎
様式14-2	安全衛生管理体制(点検計画)	○	◎
様式14-3	安全衛生管理体制(仮設置計画)		◎
様式14-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)		◎
様式15	誓約書		◎
様式16	施工体制台帳	○	◎
様式17	過去に施工した同種工事の公共工事名及び発注者		◎

【凡例】

- ◎ : 様式及び添付資料を提出
- : 様式のみ提出

(2) ヒアリングの実施

ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を必ず含め、資料の説明が可能な者を合わせて、最大で3名以内とする。複数の配置予定技術者を申請した場合には、当該工事に確実に配置できると企業が申し出た配置予定技術者1名を含めるものとする。

(3) 無効等の適用

追加資料の提出がない場合（求めている様式の一部を提出しない場合を含む。）、又はヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札とし、当該企業の入札を無効（無効以外の不利益措置を講じない。）とする。

また、追加資料を提出しない旨の申し出が書面によりあった場合は、該当企業の入札を無効とする。

(4) 施工体制評価点の評価項目及び評価基準

施工体制確認資料のヒアリング結果を基に表3-2の施工体制評価点の評価基準により評価する。

表3-2 施工体制評価点の評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合	15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合	5.0
	その他	0.0
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合	15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合	5.0
	その他	0.0

【調査基準価格以上の者の場合】

工事費内訳書等により施工体制に不安のある者以外は追加資料の提出を求めない。追加資料を求めた者には、ヒアリングを実施し、上記「3. 1. 3 (4)」により評価する。追加資料を求めない者については施工体制評価点30点を付与する。

3.1.4 施工体制を踏まえた加算点の補正

施工体制を踏まえた加算点の補正方法は開札後に再計算を行うものとし、補正方法は以下のとおりとする

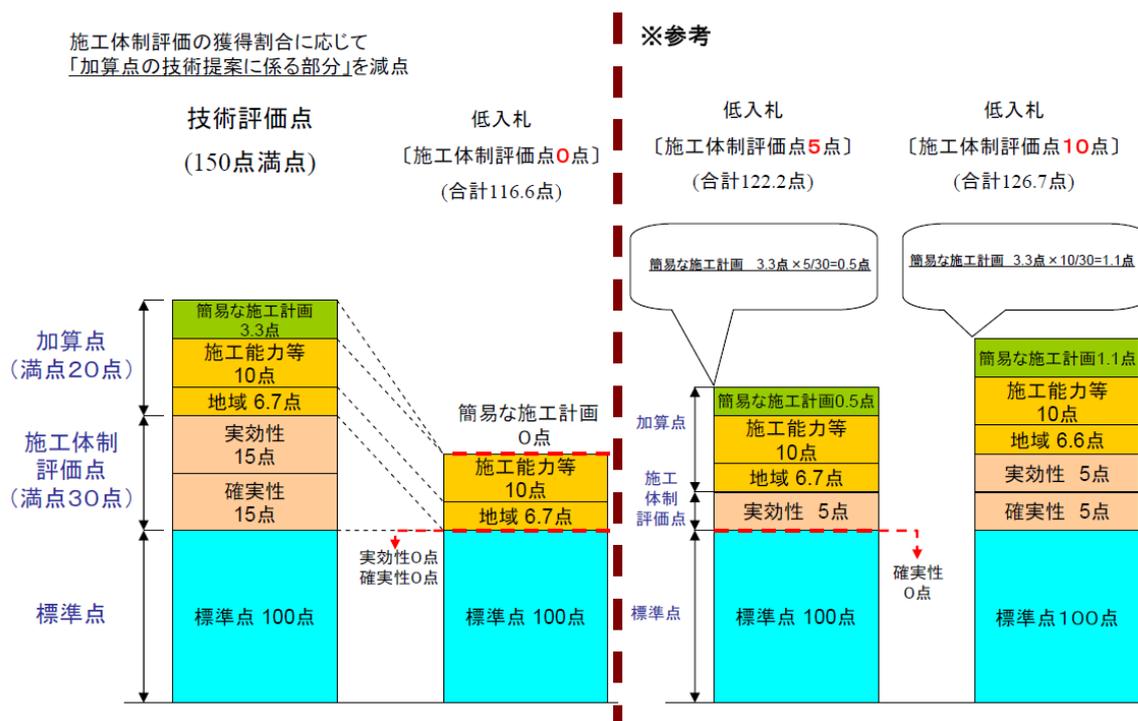
施工体制確認前の技術提案（簡易型であれば簡易な施工計画）の加算点に施工体制評価点の得点割合を乗じて加算点を補正する。

$$\text{補正後の加算点} = \text{補正前の技術提案にかかる加算点} \times \text{施工体制評価点の割合} (\alpha) + \text{技術提案以外にかかる加算点}$$

$$\alpha = \frac{\text{施工体制評価点の獲得点数}}{\text{施工体制評価点の満点 (30 点)}}$$

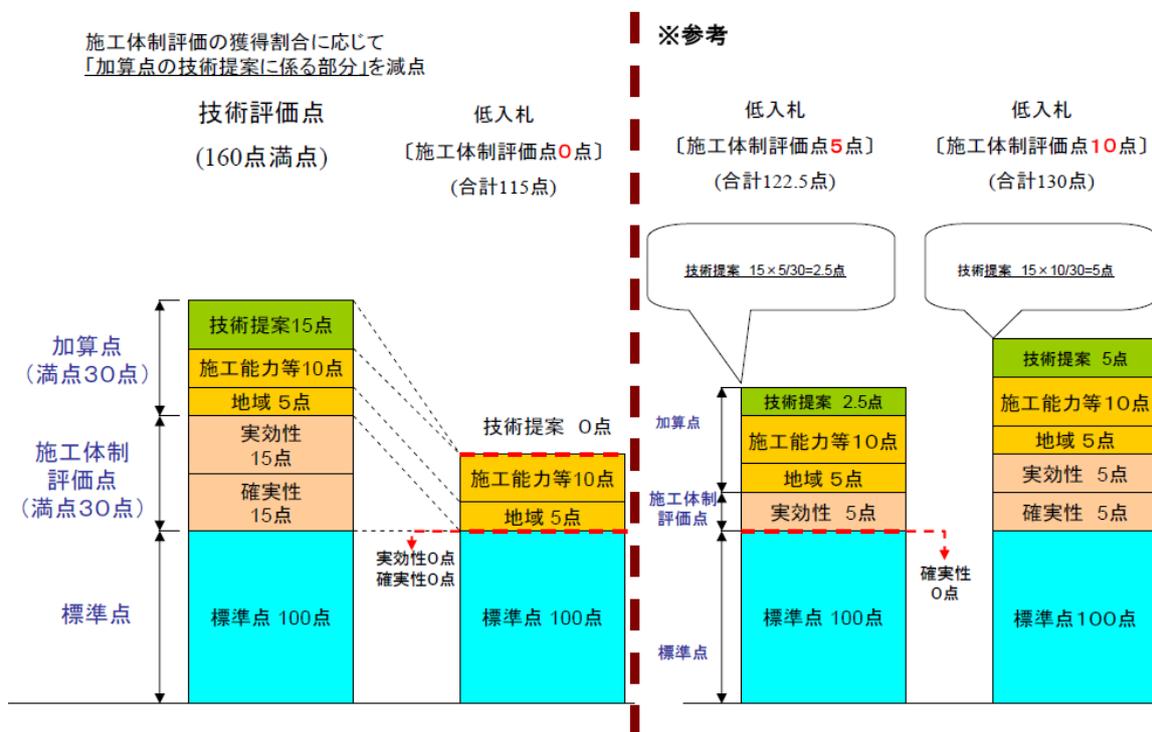
※加算点については小数点第2位以下を切り捨てて、算出する。

【簡易型】



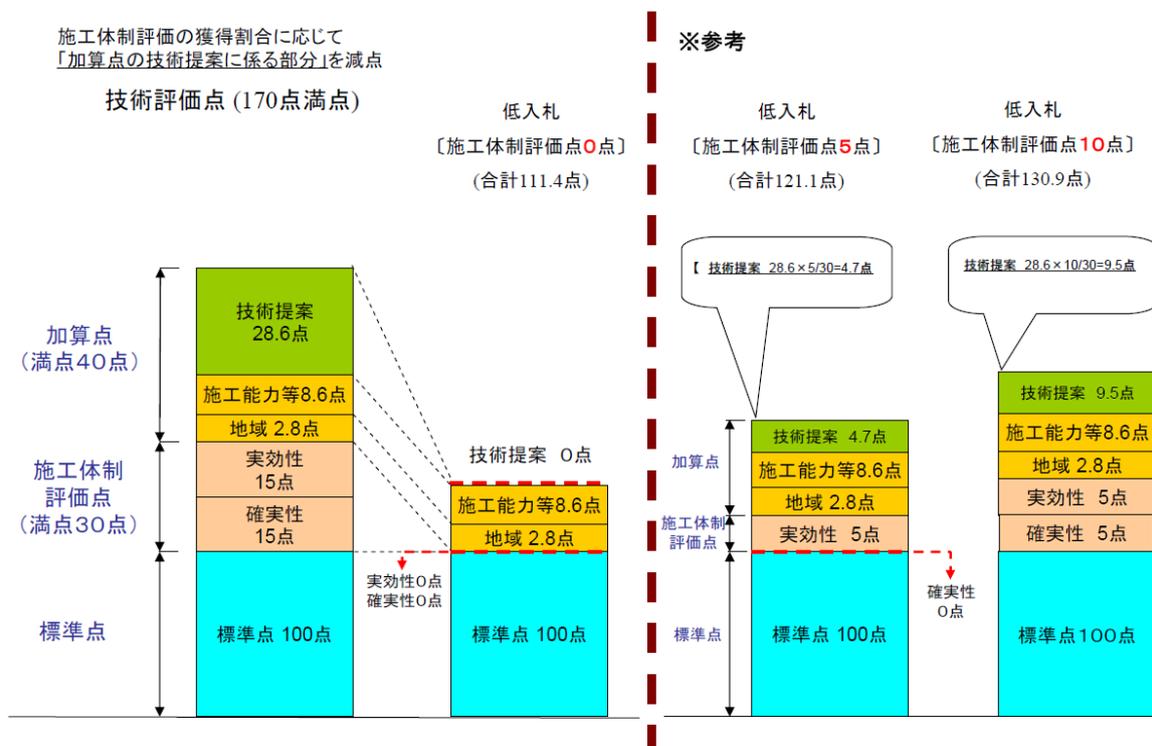
【図3-2 簡易型における加算点補正のしかた】

【標準Ⅱ型】



【図3-3 標準Ⅱ型における加算点補正のしかた】

【標準Ⅰ型】



【図3-4 標準Ⅰ型における加算点補正のしかた】

3.2 落札予定者が調査基準価格未満の場合における低価格落札の対応

3.2.1 低入札価格調査

- (1) 調査基準価格を下回る金額で入札した場合に「当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるか否かについて」行う調査。

調査の対象は、入札価格が、低入札調査基準価格を下回った入札者に対して行う。

- (2) 重点調査と特別重点調査

- 重点調査の価格判定は下記の式による。

低入札調査基準価格 = $a1 + b1 + c1 + d1 >$ 入札金額 → 重点調査

$a1$ = 予定価格における直接工事費の 95%

$b1$ = 予定価格における共通仮設費の 90%

$c1$ = 予定価格における現場管理費の 70%

$d1$ = 予定価格における一般管理費等の 30%

- 特別重点調査の判定は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち入札金額の積算内訳が以下に掲げる各費用のいずれかに満たない場合。

低入札調査基準価格 = $a2 + b2 + c2 + d2 >$ 入札金額 → 特別重点調査

$a2$ = 予定価格における直接工事費の 75%

$b2$ = 予定価格における共通仮設費の 70%

$c2$ = 予定価格における現場管理費の 70%

$d2$ = 予定価格における一般管理費等の 30%

3.2.2 重点又は特別重点調査資料の提出

重点又は特別重点調査の対象となった落札予定者に対して、資料の追加を求め調査を行う。

提出を求めることとなる追加資料は、表 3-1 のとおりとするが、入札説明書別紙の「I 施工体制確認型総合評価落札方式について」を参照すること。

3.2.3 ヒアリングの実施

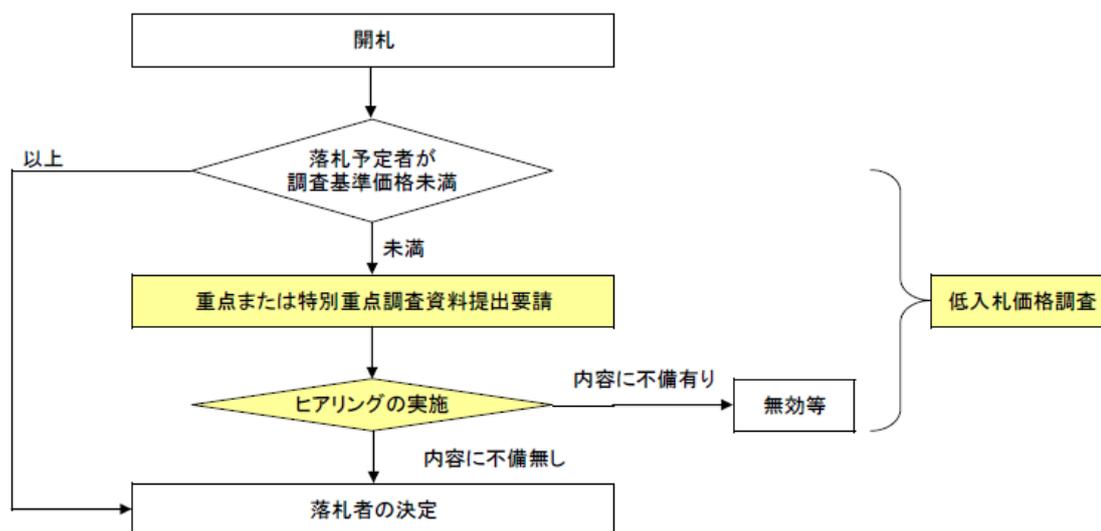
重点又は特別重点調査においてもヒアリングを行い、入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされるかを事情聴取する。

3.2.4 無効等の適用

追加資料の提出がない場合（求めている様式の一部を提出しない場合を含む。）、又はヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札とし、当該企業の入札を無効とする。

3.3 施工体制確認型を適用しない場合

3.3.1 落札者決定フロー



【図3-5 施工体制確認型を適用しない場合の落札者決定フロー】

4. 競争参加資格確認通知

1. 施工計画及び技術提案の採否については、入札参加資格確認通知時に併せて、技術提案（施工計画）の評価において実施してはならない事項及び技術提案の評価結果（標準Ⅰ型を対象）について通知するものとする。実施してはならない事項が通知された場合は、当該項目を削除又はみえ消しした技術提案書を添付して入札を行うものとする。

技術提案に基づく入札の可否	可
理由または条件	
(1) ○○施工時の○○対策	VE提案に基づき入札をされたい。
(2) ○○の品質・耐久性確保対策	VE提案の1. (2). ②は○○○のため、実施することが認められない。 よってVE提案より削除若しくはみえ消しとして修正した技術提案書を入札時に提出されたい。 それ以外の事項については、VE提案に基づき入札されたい。
技術提案の評価結果	
(1) ○○施工時の○○対策	
①	○
②	—
③	○
④	—
⑤	○
(2) ○○の品質・耐久性確保対策	
①	—
②	×
③	○
④	○
⑤	○

※ 標準案については、対象外。

※ ○番号は、技術提案数の番号で、技術提案書の記載番号と同じ。

※ ○は、評価点の対象として評価する。—は評価点の対象として評価しない。×は、実施してはならない技術提案。

※ ×を通知する場合は、理由を付すこと。

2. 技術提案の評価結果の通知に対する問い合わせ

入札参加者は、実施してはならない事項及び技術提案の評価結果（標準Ⅰ型を対象）の通知について、問い合わせをすることができる。

① 問い合わせの窓口

東北地方整備局 企画部 技術開発調整官

② 問い合わせの方法

入札参加者は、自身が受領した通知について、競争参加資格の確認の通知日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内にメール又はFAXにて行うことができる。なお、問い合わせは、通知に記載する連絡先に対して行う。

③ 問い合わせに対する説明

当該問い合わせに対する説明は、問い合わせのできる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く）以内に、メール又はFAXにより当該問い合わせをした入札参加者に対して行う。

また、入札参加者は上記②の説明に加えて、落札者の決定の通知後入札説明書に定める期間内に申し出ることにより、面談等による説明を求めることができる。

なお、上記②の問い合わせを行わなかった入札参加者であっても、面談等による説明を求めることができる。

④ その他

上記の説明及び面談については、入札説明書に記載のある「競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明」及び「再苦情申立て」とは別に設けるものである。

6. 技術提案の実施確認

発注者は該当工事の契約後、速やかに総合評価計画書の提出を請負者に求め、請負者・発注者により確認する。発注者は実施状況等をチェックシート等により確認し、実施した結果が確認できるものを総合評価報告書にまとめ、技術提案が履行されたかどうか総合的に判断し、総合評価実施確認表に反映する。

なお、受注者の責により入札時の技術提案の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティの措置を講じる場合がある。

7. ペナルティの設定

7.1 技術提案に関するペナルティ

受注者の責により、競争参加資格確認通知書で認められた技術提案(簡易な施工計画を含む)の施工が行われない場合は、以下のとおりの措置を行う。

① 工事成績評定点の減点措置

最大10点を限度に、達成状況に応じて工事成績評定点を減ずるものとする。

② 違約金の徴収

技術提案の不履行に伴って技術評価点の見直しを行い、当初の技術評価点との差により違約金を徴収する。違約金は当初契約金額の10%を上限に以下のとおり定める。なお、この取り扱いについては、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。

違約金の額＝当初契約額×(1－((施工後の技術評価点／当初契約時の技術評価点)×100))

※技術評価点とは【標準点＋施工体制評価点(施工体制確認型の場合)＋加算点】をいう。

※下線部は少数第2位切り捨て。

7.2 現場施工条件が変更となった場合の技術提案の確認等について

当初契約締結時点で想定されなかった事象の発生によって、技術提案に基づく施工ができない場合は、甲乙協議のうえその取り扱いについて決定する。

7.3 新技術活用におけるペナルティ

加算点における新技術活用の取り組みについて実施工で取り組まない場合は、工事成績を減ずる等の措置を行うものとする。

7.4 地元企業活用型におけるペナルティ

地元企業活用型において、入札予定価格の工事原価に占める割合が達成できなかった場合は、工事成績を減ずる等の措置を行うものとする。

<参考資料>

1. 申請書等の様式と記載例

(別記様式1)

(用紙 A4)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
東北地方整備局
〇〇〇〇事務所長 殿

記入ミスがないかを確認

住所
大臣登録番号
商号又は名称
代表者氏名

提出する工事名を確認

平成 年 月 日付けで公告のありました〇〇〇〇工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと、及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

提出する書類がそろっているかを確認

- 1 入札説明書 9. (3) ①に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 9. (3) ②に定める施工計画書
- 3 入札説明書 9. (3) ③に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 4 入札説明書 9. (3) ④に定める契約書の写し
- 5 入札説明書 9. (3) ⑤に定める監理技術者資格者証等の写し
- 6 入札説明書 9. (3) ⑥に定める調査基準価格を下回る価格をもって契約している工事
- 7 入札説明書 9. (4) ①に定める近隣地域内での施工実績
- 8 入札説明書 9. (4) ②に定める表彰実績等
- 9 入札説明書 9. (4) ③に定めるアスファルト舗装工事の施工体制

注1) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金(380円)の切手をはった長3号封筒を申請書と併せて提出してください。ただし、電子入札システムで申請した場合は不要です。

注2) 施工実績及び配置予定の技術者の施工経験とした工事が、平成8年4月1日以降に完成しCORINSに登録されている場合は契約書の写しは必要ありません。

施工実績

会社名:

競争参加資格	平成6年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、4.(4)の要件を全て満たす〇〇工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、当該実績が平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。		
工事名称等	工事名称	〇〇〇〇〇〇工事	
	発注機関	国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所	
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇～〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
	工事成績評定点	〇〇点	
受注形態等	単体/JV(出資比率〇〇%)		
工事概要	施工方法	(橋梁形式、橋種、橋長、橋格・荷重条件、幅員、最大支間長)	
	規模・寸法	(鋼重、架設工法、床版形式等)	
	施工条件等	(その他技術的な特記事項等)	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号:〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇)・無	

申請書提出時に、再度CORINS等で競争参加資格要件の工事実績を満足するかどうかを確認する。(施工規模、〇〇工事の実績、成績、共同企業体の場合は出資比率)

添付する書類がそろっているかを確認

- (注1) 「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、登録番号を記入。
 (注2) 平成8年4月1日以降に完成した工事で、「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている場合はその写しを、又登録されていない場合は契約書の写しを添付すること。
 (注3) 受注形態が共同企業体の場合は、共同企業体協定書の写しを添付すること(平成8年4月1日以降に完成した工事で、CORINSに登録されている場合は不要)。
 (注4) 競争参加資格があることを確認できる内容で記載のこと。なお、「工事実績情報システム(CORINS)」の登録内容又は契約書の写しから競争参加資格として求めている施工実績を確認できない場合は、競争参加資格として求めている施工実績を確認できる図面等も添付すること。
 (注5) 国土交通省(旧建設省を含み、港湾空港関係を除く。)発注の工事で、平成8年4月1日以降に完成した工事の場合は、工事成績評定点を記載のこと。

主任(監理)技術者の資格・工事経験

会社名:

配置予定技術者の従事役職・氏名	従事役職	監理技術者	氏名	〇〇 〇〇
法令による資格・免許	資格名	1級土木施工管理技士	取得年月・番号	平成〇〇年〇〇月 〇〇〇〇
	監理技術者資格者証	当初交付年月	平成〇〇年〇〇月	現在の登録番号 〇〇〇〇
	監理技術者講習修了証明書	修了年月・受講番号	平成〇〇年〇〇月 〇〇〇〇	登録会社:〇〇建設(株)
競争参加資格	平成6年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、4.(6)②の要件を全て満たす橋梁下部工工事を施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、当該経験が平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。)に係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。			
工事の経験の概要	工事名称	〇〇〇〇〇〇工事		
	発注機関	国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所		
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇～〇〇県〇〇市〇〇町〇〇		
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円		
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
	工事成績評定点	〇〇点		
従事役職	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等		
	従事期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
	工事内容	(橋梁形式、橋種、橋長、橋格・荷重条件、幅員、最大支間長) (鋼重、架設工法等) (その他技術的な特記事項) (従事範囲が工事の一部の場合は従事した範囲を記入)		
受注形態	単体/JV(出資比率〇〇%)			
CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号:〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇)・無			
申請時における他の工事の従事状況	工事名称	〇〇地区改良工事		
	発注機関	国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所		
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等		
	本工事と重複する場合の対応措置	例)①本工事に着手する前の〇月〇日から後片づけ開始予定のため本工事に従事可能 ②担当技術者の為本工事に従事可能		
CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号:〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇)・無			

申請書提出時に、再度CORINS等で競争参加資格要件の工事実績を満足するかどうかを確認する。(施工規模、〇〇工事の実績、成績、共同企業体の場合は出資比率)

添付する書類がそろっているかを確認

- (注1) 「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、登録番号を記入。
 (注2) 平成8年4月1日以降に完成した工事で、「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている場合はその写しを、又登録されていない場合は契約書の写しを添付すること。
 (注3) 競争参加資格があることを確認できる内容で記載のこと。なお、「工事実績情報システム(CORINS)」の登録内容又は契約書の写しから競争参加資格として求めている施工実績を確認できない場合は、競争参加資格として求めている工事経験をj確認できる図面等及び本技術者が当該工事に従事したことが分かる資料(現場代理人等通知書の控えの写し、施工計画書の現場組織表等)も添付すること。
 (注4) 国土交通省(旧建設省を含み、港湾空港関係を除く。)発注の工事で、平成8年4月1日以降に完成した工事の場合は、工事成績評定点を記載のこと。
 (注5) 本様式は、本工事の製作に配置する技術者、架設工事に配置する技術者が異なる場合は、各々作成すること。

(別記様式4)

(用紙 A4)

近 隣 地 域 の 施 工 実 績

会社名:

近隣地域内の工事の条件		平成6年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、〇〇〇県内(地域内)における工事(建築工事を除く。)(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、当該実績が平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。	
工事名称等	工事名称	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 申請書提出時に、再度CORINS等で競争参加資格要件の工事実績を満足するかどうかを確認する。(施工規模、〇〇工事の実績、成績、共同企業体の場合は出資比率) </div>	
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工期		
	工事成績評定点		
工事概要	受注形態	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 添付する書類がそろっているかを確認 </div>	
	施工方法		
	規模・寸法 施工条件等		

- (注1) 「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、登録番号を記入。
- (注2) 平成8年4月1日以降に完成した工事で、「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている場合を除き、契約書の写しを添付すること。
- (注3) 受注形態が共同企業体の場合は、共同企業体協定書の写しを添付すること(平成8年4月1日以降に完成した工事で、CORINSに登録されている場合は不要)。
- (注4) 近隣地域での施工実績を確認できる内容で記載のこと。
なお、「工事実績情報システム(CORINS)」の登録内容又は契約書の写しから近隣地域での施工実績を確認できない場合は、近隣地域での施工実績を確認できる図面等も添付すること。
- (注5) 国土交通省(旧建設省を含み、港湾空港関係を除く。)発注の工事で、平成8年4月1日以降に完成した工事の場合は、工事成績評定点を記載のこと。

(別記様式5)

(用紙 A4)

調査基準価格を下回る価格をもって契約している工事

会社名:

番号	工事名	事務所名	契約年月日	履行期限		備考
				当初	最終	

下記の工事の実績があれば記入。

※ 申請書及び資料の提出期限の日において、東北地方整備局の当該工種工事で調査基準価格を下回る価格をもって契約している工事(完成・引き渡し完了した工事を除く。)全てを記載する。

表 章 等 の 実 績

会社名

項目	具体的項目	有無記入 (局長) 有・無 (事務所長) 有・無 (3D) 有・無 (SAFETY) 有・無 (安全) 有・無 (局長) 有・無 (事務所長) 有・無 有・無 有・無	「有」の場合はその内容
企業の表彰実績	東北地方整備局優良工事(局長又は事務所長表彰)表彰の有無 の有無		年度 工事名: 事務所名: 平成 年度 工事名: 事務所名: 平成 年度 工事名: 事務所名: 平成 年度 工事名: 事務所名: 平成 年度 工事名: 事務所名:
	東北地方整備局ホームページで実績があるかどうか確認。		認定年月日: 事務所名: 平成 年度 工事名: 事務所名:
配属予定技術者の表彰実績	東北地方整備局優良工事(局長又は事務所長表彰)表彰の有無		年度 工事名: 事務所名: 平成 年度 工事名: 事務所名:
当該工事の関連分野における技術開発の実績の有無	特許権、実用新案の取得あり NETISへの登録あり		記入欄の該当内容を○で囲み、説明できる資料を別途提出すること。 記入欄の該当内容を○で囲み、説明できる資料を別途提出すること。
当該工事における新技術活用の取組みの有無	有用な新技術を活用 登録番号の末尾にVがあるかどうかを確認。		記入欄の該当内容を○で囲み、具体的な活用工程における施工計画等説明できる資料を別途提出すること。新技術を活用する場合は、活用工程名、新技術名、新技術番号を明記するものとする。「有用な技術」とは、NETISに登録されている推奨技術、推奨技術、設計比較対象技術、予備地政師、少人数優良技術である。また、「NETIS(評価情報)」とは、NETIS(評価情報)に掲載されている技術とする。(登録番号○○-○○○○○○-○○○○○○-○○○○○○)ただし、本様式用H18新制度)未対応の技術については評価しないものとする。
継続教育(CPD)の取組み状況	継続教育(当該団体推奨単位以上取得)の証明あり 継続教育(当該団体推奨単位の3分の2以上取得)の証明あり		記入欄の該当内容を○で囲み、配属予定技術者の学習履歴を証明する証明書(配属予定技術者名、学習履歴を証明する証明書発行団体の名称、証明期間(有効期間)等)が分かるものの写しの他に推奨単位が分かる資料を別途提出すること。
平成19年度以降の○○管内(地方生活圏内)における災害協定等に基づく活動実績の有無	・災害協定に基づく実績 ・大規模災害時の応急対策実績 ※ 災害協定の締結		記入欄の該当内容を○で囲み、説明できる資料を別途提出すること。
平成17年度以降の地域防災への協力体制	・消防団協力事業所に認定されている場合等		記入欄の該当内容を○で囲み、説明できる資料を別途提出すること。
平成21年度以降の○○管内(地方生活圏)におけるボランティア活動実績の有無	・清掃活動 ・除雪ボランティア ・工事期間中における安全協議会等による活動や施工における現場見学会、出前講座等による限定した活動実績(対象外とする。)		記入欄の該当内容を○で囲み、説明できる資料を別途提出すること。

証明期間と証明書を確認。

(JIS規格 A4横)

(注) 表彰実績以外の項目が有の場合は、必ず事実を証明できるような書類を添付すること。
※ 維持工事などで実施した小規模災害を含む災害時の活動実績(発注側の要請を受けた災害応急復旧等の緊急作業(待機を含む))

アスファルト舗装工事の施工体制

工事名：○ ○ ○ 工事

会社名：株式会社○○建設

項目	アスファルト舗装工事に関する施工体制			
1. 当該工事に配置予定の舗装 施工管理技術者の資格 (該当資格に○を記入)	舗装施工管理技術者証の有無	1級	2級	無し
	※有りの場合、舗装施工管理技術者証の写し(両面)を添付 すること。			
2. 当該工事の舗装舗設工事での 配置技能者の雇用形態 (該当項目に○を記入) ※連結子会社、完全協力会社及 び持合協力会社については、会 社名、住所及び電話番号を記入 する。	自社雇用	連結子会社	完全協力会社及び 持合協力会社	その他
	会社名：			
	住 所：			
	電話番号：			
※関係する会社について説明できる資料を添付すること。				

アスファルト舗装工事において入札説明書で求められた場合、下記に注意すること。

○白紙又は未提出にならないように確認。
○添付し忘れないよう確認。

(別記様式8)

施 工 計 画 書

(工事名)

会社名：

■対象	〇〇〇工
-----	------

番号	項 目	施工上配慮すべき事項
①		
②		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">○白紙又は未提出にならないように確認。 ○記載内容が当該工事に合致しているか確認。 ○記載内容に、法令違反がないか確認。</div>
③		
④		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">○提出枚数等を確認。</div>
⑤		

(注) 提出資料枚数は、A4版換算で1枚以内とし、文字ポイント数は10ポイント以上とする。

※ 提出資料枚数を、超過した部分については評価しない。

※ 最も重要と思われるものから順に記載すること。

標準Ⅰ型：（別記様式9-1）

標準Ⅱ型：（別記様式9）

（判定方式の場合）

技術提案書

工事名：○○○○工事

評価項目：○○○○

VE提案：標準案（どちらか一方を○で囲む）

VE提案か標準案かの選択を確認。
（選択がないと欠格になるので注意）

会社名 _____ 印

本工事の技術提案について、以下のとおり提出します。

なお、本技術提案に基づき施工します。

提案番号	評価項目	○○○工における品質確保対策について
①		
②		
③		<p>○白紙又は未提出にならないように確認。</p> <p>○記載内容が当該工事に合致しているか確認。</p> <p>○記載内容に、法令違反がないか確認。</p>
④		<p>標準案の場合は、様式の標準案を選択し、入札書に添付。</p> <p>添付を忘れると入札が無効になるので注意。</p>
⑤		<p>○提出枚数等を確認。</p>

（注1）技術提案については、最も有効と思われる順に①～⑤項目毎に1つだけ簡潔に記入すること。なお、それ以上記入しても評価しない。

（注2）技術提案については、VE提案又は標準案どちらか一方を選択して記載する。またVE提案を選択して施工計画の記載がない場合は、欠格とし、標準案を選択して施工計画の記載がある場合は評価しない。VE提案又は標準案の選択がない場合は欠格とする。

（注3）技術提案にあたり、VE提案で施工する場合は、様式9を用い、その内容を明示した施工計画を記載するものとする。

また標準案に基づいて施工しようとする場合は様式9を用いて、その内容を明示した施工計画を記載は不要とし、様式の標準案を○で囲んで提出するものとする。

（注4）必要に応じて構造図、説明図表、施工検討書等の資料を添付・挿入すること。

（注5）その他、提案内容の利用条件として工業所有権等の排他的権利に係る事項、提案内容の公表等に係る所見などについて記述することがある場合は、必要に応じ記載すること。

（注6）提出資料枚数は、図面を含めA4版換算で1テーマあたり1～2枚以内とし、文字ポイント数は10ポイント以上とする。提出資料枚数を超過した部分については評価しない。

標準 I 型:別記様式(電子入札用)

入 札 書

1. (評価項目○○○○○○○(判定方式の場合))

別添技術提案書のとおり※-1

※-1 競争参加資格確認通知書で認められた技術提案の施工計画を明示した技術提案書(別記様式9-1から9-2)を添付すること。

2. (評価項目○○○○○○○○○の短縮(数値方式の場合))

短縮期間： 週短縮※-2

※-2 競争参加資格確認通知書で認められた提案値を記入すること。
技術提案の施工計画を明示した技術提案書の添付は必要ありません。
標準案は「0週短縮」となります。

ただし、○○○○○○○○○工事

東北地方整備局競争契約入札心得及び現場説明書等を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
東北地方整備局長
○○○○ 殿

注) 電子入札の際に、この様式を必ず添付してください。

また、「○○○○○○○(判定方式の場合)」については、競争参加資格確認通知書で認められた技術提案の施工計画を明示した技術提案書(別記様式9-1から9-2)を添付して下さい。

ただし、競争参加資格確認通知に併せて、技術提案書(VE提案)の評価において実施してはならない事項について通知された場合は、当該項目を削除もしくは見え消した技術提案書(VE提案)を添付。

○入札書と技術提案書が添付されているか確認。
○競争参加資格確認通知時に、実施してはならない事項が通知された場合は、実施してはならない事項をみえ消しもしくは削除した技術提案書を添付する。

2. 「競争参加資格が無い」及び「入札を無効」とした事例

申請書の提出を求め参加資格の審査を行うことになっているが、記載漏れ等により「競争参加資格が無い」といった事例が見受けられる。

発注者側が求めた最低限の記載事項等が漏れていると競争参加資格があると認めることができない。また、記載内容や添付資料の不備等により「入札を無効」とした事例も発生している状況である。

このため資料作成の参考として下記に、申請書記載の不備等により「競争参加資格が無い」及び「入札を無効」とした事例を記載する。

◇ 参加資格が無い事例

1. 工事实績に係るもの

- 1) 提出された元請としての工事の施工実績が、入札説明書に記載されている工事の要件（工事の具体的内容や規模等）を満たしていることを確認できない、または申請資料に不足（契約書の写しが添付されていない等）があった。（配置予定技術者の工事の経験も同様）

→施工実績については、CORINSで再確認する。

添付資料も提出時に再確認する。

2. 配置予定技術者に係るもの

- 1) 入札説明書において提出を求めている下記の資料が提出されなかった。
 - ①CORINSの登録内容や契約書の写しから競争参加資格として求めている施工実績を確認できない場合は、競争参加資格として求めている工事経験を認める図面等及び本技術者が当該工事に従事したことが分かる資料。
 - ②配置予定技術者の従事役職が監理技術者とする場合は、監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証。
- 2) 配置予定技術者の申請時における他工事従事状況が「無し」と記載されているにもかかわらず、他工事への従事が確認された。

3. 指名停止に係るもの

入札説明書に記載している「競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと」を満たしていなかった。

4. 施工計画書及び技術提案書に係るもの
 - 1) 施工計画書及び技術提案書に記載がなかった。
 - 2) 当該工事ではなく別の工事に係る内容の記載がなされていた。
 - 3) 記載内容が、最新版の土木工事共通仕様書（東北地方整備局制定）を満足するものではなかった。

5. その他に係るもの
 - 1) 競争参加資格確認申請書が添付されていない。
 - 2) 競争参加資格確認申請書に記載された工事名が異なる。

◇ **入札を無効とした事例**

1. 入札書が添付されていない。

2. 入札保証対象にもかかわらず入札保証の納付が確認できなかった。

3. 工事費内訳書の記載に不備があった。

4. 総合評価にかかわるもの。
 - 1) 入札書に添付すべき技術提案書が添付されていない。
 - 2) 技術提案書が競争参加資格確認通知にて通知した内容が反映されていない。
（実施してはならない事項を通知されたにもかかわらず、入札書に添付する技術提案書が未修正（又はみえ消しをしていない））。

3. 発注の見通しの公表について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日以下、「適正化法」という。)の制定に伴い、入札及び契約の透明性及び競争性を確保するため、適正化法第4条並びに「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第2条及び第3条における公共工事の発注の見通しに関する事項により、工事に係る発注見通しの公表を行っている。

1. 対象工事

当該年度に発注することが見込まれる工事のうち、下記(1)～(4)に該当する工事。ただし、国の行為を秘密にする必要がある工事及び予定価格が250万円を超えないと見込まれる工事を除く。

- (1) 一般競争に付そうとする工事
- (2) 工事希望型工事に付そうとする工事
- (3) 上記(2)以外の方式による指名競争に付そうとする工事
- (4) 随意契約によろうとする工事

2. 公表の方法

(1) 一般競争及び工事希望型競争に付そうとする工事

地方整備局及び該当工事を担当する事務所において、掲示し又は閲覧に供する方法により公表するとともに、「入札情報サービス(PPI)(港湾空港関係を除く。)」又は「入札情報サービス(PAS)(港湾空港関係。)」を利用してインターネットにより公表する。

PPI(港湾空港関係を除く。) <http://www.i-ppi/>

PAS(港湾空港関係。) <http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

(2) 通常指名競争に付そうとする工事及び随意契約によろうとする工事

地方整備局本局及び当該担当事務所(分任支出行為担当官が発注しようとする場合には事務所)において、掲示し又は閲覧に供する方法により公表する。

3. 公表の内容

- ① 入札及び契約の方法
- ② 工事の名称
- ③ 工事の場所
- ④ 工事の期間
- ⑤ 工事の概要
- ⑥ 工事種別
- ⑦ 入札予定時期(随意契約によろうとする場合にあっては、契約締結の予定時期)
- ⑧ その他、東北地方整備局長が必要と認める事項

4. 公表の時期及び期間

次に掲げる時期を目途として、その時点から年度末までの発注見通しに関する事項を公表する。

① 4月1日以降で、当初予算の成立後速やかに

② 7月上旬

③ 10月上旬

④ 1月上旬

⑤ 補正予算成立後速やかに

⑥ 予備費配分後速やかに

※②から④については、⑤及び⑥の時期と重なる場合にあっては、⑤及び⑥をもって代えることがある。

〈発注見通し 公表の例〉

平成〇〇年度発注の見通しの公表について（平成〇〇年〇〇月現在）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局における平成〇〇年度の工事の発注の見通しを下記のとおり公表します。

なお、ここに掲載する内容は、平成〇〇年〇月〇日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの掲載と異なる場合、又はここに掲載されていない工事が発注される場合があります。

また、主要建設資材需要見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあります。

1. 一般競争入札

[〇〇河川国道事務所]

1-1 工事名 〇〇地区舗装工事

1) 工事種別 アスファルト舗装工事

2) 工事場所 〇〇県〇〇市

3) 工期 約〇〇月

4) 工事概要 施工延長 L=〇〇m

アスファルト舗装 A=〇〇m²

5) 契約予定時期 第〇四半期